

# 会 議 録 目 次

平成25年第1回海田町議会定例会（第3日目）

平成25年2月7日（木）午前 9時00分開議

日程第1	一 般 質 問	4
	○岡田良訓議員	4
	○渡辺善隆議員	12
	○宗像啓之議員	16
	○西山勝子議員	22
	○崎本広美議員	27
	○前田勝男議員	30
日程第2	請願第1号 畝保育所の移転建設整備に関する請願	36
日程第3	第7号議案 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する 条例の一部を改正する条例の制定について	42
日程第4	第8号議案 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の一部を改 正する条例の制定について	43
日程第5	第9号議案 海田町児童クラブハウス設置及び管理条例及び海田町児童 クラブ運営条例の一部を改正する条例の制定について .....	45
日程第6	第10号議案 平成25年度海田町一般会計予算	46
日程第7	第11号議案 平成25年度海田町公共下水道事業特別会計予算	48
日程第8	第12号議案 平成25年度海田町国民健康保険特別会計予算	48
日程第9	第13号議案 平成25年度海田町介護保険特別会計予算	48
日程第10	第14号議案 平成25年度海田町後期高齢者医療特別会計予算	49
日程第11	第15号議案 平成25年度海田町水道事業会計予算	50
日程第12	第50号議案 旧千葉家住宅設置及び管理条例の制定について	51
日程第13	庁舎建設特別委員会調査報告	52
日程第14	議会改革特別委員会中間報告	54
日程第15	議会改革特別委員会の閉会中の継続審査の件	56
日程第16	議会改革特別委員会調査報告	56
	(休 会)	57

平成25年第1回海田町議会定例会

会議録(第3号)

1. 招集年月日 平成25年2月7日(木)  
2. 招集の場所 海田町議会議事堂  
3. 開会(開議) 2月7日(木)9時00分宣告(第3日)

4. 応招議員(15名)

1番	大江康子	2番	兼山益大
3番	下岡憲国	4番	住吉秀公
5番	宗像啓之	6番	桑原公治
7番	岡田良訓	8番	西田祐三
9番	渡辺善隆	10番	多田雄一
11番	西山勝子	12番	崎本広美
14番	前田勝男	15番	佐中十九昭
16番	久留島元生		

5. 不応招議員

なし

6. 出席議員(15名)

1番	大江康子	2番	兼山益大
3番	下岡憲国	4番	住吉秀公
5番	宗像啓之	6番	桑原公治
7番	岡田良訓	8番	西田祐三
9番	渡辺善隆	10番	多田雄一
11番	西山勝子	12番	崎本広美
14番	前田勝男	15番	佐中十九昭
16番	久留島元生		

7. 欠席議員

なし

8. 説明のため議場に出席した者の職氏名

町	長	山岡寛次
副町	長	三宅信行
企画部長		大久保裕通
総務部長		内田和彦
福祉保健部長		窪地満
建設部長		北山忍
会計管理者		木原晴彦
総務部次長		臼井真
企画課長		門前誠司
財政課長		鶴岡靖三
総務課長		脇本健二郎
税務課長		花本則之
住民課長		加藤一生
社会福祉課長		中川修治
こども課長		森川雅枝
長寿保険課長		伊藤仁士
保健センター所長		湯木淳子
都市整備課長		近森茂
建設課長		久保田誠司
下水道課長		武田昭典
教育長		小谷桂司
教育次長		植野敏彦
学校教育課長		小田原かおり
生涯学習課長		中垣雅彦
水道課長		丹羽勤

9. 職務のため議場に出席した者の職氏名

議 会 事 務 局 長      細 川 真 示  
主                              査      森 原 宏 生  
主                              事      利 光 裕 子

~~~~~〇~~~~~

10. 議 事 日 程

- 日程第1 一 般 質 問
- 日程第2 請願第1号 畝保育所の移転建替整備に関する請願
- 日程第3 第7号議案 特別職の職員で非常勤のものものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第4 第8号議案 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第5 第9号議案 海田町児童クラブハウス設置及び管理条例及び海田町児童クラブ運営条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第6 第10号議案 平成25年度海田町一般会計予算
- 日程第7 第11号議案 平成25年度海田町公共下水道事業特別会計予算
- 日程第8 第12号議案 平成25年度海田町国民健康保険特別会計予算
- 日程第9 第13号議案 平成25年度海田町介護保険特別会計予算
- 日程第10 第14号議案 平成25年度海田町後期高齢者医療特別会計予算
- 日程第11 第15号議案 平成25年度海田町水道事業会計予算
- 日程第12 第50号議案 旧千葉家住宅設置及び管理条例の制定について
- 日程第13 庁舎建設特別委員会調査報告
- 日程第14 議会改革特別委員会中間報告
- 日程第15 議会改革特別委員会の閉会中の継続審査の件
- 日程第16 議会改革特別委員会調査報告

~~~~~〇~~~~~

11. 議 事 の 内 容

午前 9時00分 開議

○議長（久留島）皆さん、おはようございます。本日も大変ご苦労さまでございます。ただいまの出席議員数は15名でございます。定足数に達しておりますので、これより本

日の会議を開きます。なお、本日は報道のためテレビ・カメラ等の撮影を許可しておりますので、ご了承ください。本日の議事日程はあらかじめお手元に配付しております日程第1から日程第16に至る各議案でございます。

~~~~~〇~~~~~

○議長（久留島）日程第1、昨日に引き続き一般質問を続行いたします。7番、岡田議員。

○7番（岡田）おはようございます。7番、岡田でございます。3点質問させていただきます。一つ目に、安心安全なまちづくりについて、海拔表示をしていただくということですが、1日も早くお願いいたします。自分たちの住んでいる地域の海拔が何メートルか、ほとんどの人が知っておりません。災害時の避難経路も日常的に意識を持って考えている人は少ないはずです。役場で決まっても、実際に歩いてみたら、川があったり線路があったり、あるいは高架があったりで、まず避難は無理ということもあります。海拔表示を急ぐとともに避難経路も地元の自治会などとともに研究をすべきではありませんか、お考えをお尋ねいたします。2番目に、住宅リフォーム助成について、住宅リフォーム助成制度は好評でした。これから住宅の内装工事に入る家庭も多いと思います。さて、経済波及効果についてお伺いいたします。事業報告書の中の補助対象費用実績額と補助対象外工事費の合計はいくらですか。総件数とともにお答えください。リフォームをすると、家具、電化製品、カーペットなどの耐久商品の購入もあります。わずか800万円の予算ですが、町内の建設業者ばかりでなく、小売り業者も潤い、当然税収も増えるはずです。昨年度はリフォームの予算がなくて、今年こそ自宅の内装を計画していた人たちは、今年度で打ち切りということを知り、がっかりしている方がたくさんおられます。消費者も業者も町も喜ぶ制度なので、継続できませんか。町長にお考えをお尋ねします。生活相談について、年末の生活相談は何件でしたでしょうか。その内容はどのようなものか、プライバシーに考慮してお答えいただきたいと思います。また、今後の対応についてもお尋ねいたします。3月、4月には入学卒業シーズンです。進学のため、金銭の必要なときです。子どもたちの進学の学費や奨励金、借入金などの相談を銀行などと協力して開設をしてはどうでしょうか。親の経済状況で進学の道をあきらめなければならない子どもたちがいます。子どもたちの将来を十代で閉ざすことになりかねません。海田町独自の返還不要な奨学金制度を設けてはいかがでしょうか。今年できなくても、制度の検討を考えてはいかがでしょうか。町長の見解をお尋ねいたします。

○議長（久留島）町長。

○町長（山岡） 皆さん、おはようございます。今日もよろしく申し上げます。岡田議員の質問に答弁をいたします。まず、安心安全なまちづくりについての質問でございますが、海拔表示や避難経路につきましては、来年度予定しております地域防災計画の見直しの中で検討していきたいと考えております。しかしながら、実際に災害が発生した場合においては、災害の状況等を踏まえて、臨機応変に対応していただくこととなりますので、常日頃から、慌てず避難できるよう、自治会や自主防災組織の防災訓練において、皆さんで協力し、実際に歩くなどして、複数の避難経路を想定していただきたいと考えております。続きまして、生活相談についてのご質問でございますが、1点目については、年末の生活相談はございませんでした。2点目については、公的貸付制度もあり、町として新たに奨学金制度を設けることは考えておりません。次に、住宅リフォーム助成についてでございますが、総件数は89件、補助対象費用実績額1億2,760万円、補助対象外工事費1,740万円、合計1億4,500万円でございます。制度の継続については、今年度限りで終了したいと思っております。

○議長（久留島） 岡田議員。

○7番（岡田） それでは、再質問させていただきます。年末の生活相談で相談がなかったと、いいんかどうかわかりませんが、去年は電話相談が何件かあったというふうなことだったんですけれども、例えば生活相談とかいうふうな対応をやりますよとかいうふうな周知の方法いうんですかね、例えば役場の外側になんかこう、例えば12月に入ってからとか、いついつやりますよとかいうふうな、今日は議会がありますよとか、今日は消費者相談ですよとかいうふうなのが張ってあると思うんですよ。そういうふうなことはやっておられなかったと思うんですけれど、なるべくだったらそういうふうなこともするべきじゃないかと思うんですけれども、その辺のところお願いいたします。

○議長（久留島） 社会福祉課長。

○社会福祉課長（中川） 生活保護相談につきましては、基本的には開庁時に相談を受けるのが本来だと思いますので、当日については張り紙はいたしましたが、前もって29日に開庁しますという張り紙はいたしませんでした。

○議長（久留島） 岡田議員。

○7番（岡田） 今、結構生活保護を受けている方もかなりおられると、増えとるというふうな格好になっております。そういうことで相談が少ないんかというふうな感じもするんですけれども、年末のことになるんですけれどね、周知の方法をもうちょっと考えられ

て、そういうふうなことも、例えば 12 月入ってか、中ごろかいうふうなことも考えられて、表示いうんですかね、そういうふうなこともされてもいいんじゃないかというふうな気もするんですけれども、そんなに別に負担にはならないと思うんですけどね、その辺のところをもう一度お願いいたします。

○議長（久留島）社会福祉課長。

○社会福祉課長（中川）今のところにつきましてはですね、業務内 28 日までにですね、相談を受けるというのが趣旨だと思いますので、今のところ一応考えておりません。

○議長（久留島）岡田議員。

○7 番（岡田）そう言われるとあれなんですけど、一般に普通の方で仕事しよっても、なかなか大体 29 日ぐらいから休みというふうな格好の中で、やはり役場もそういうところを取られてやられると思うんですけど、なかなか平日来れないというふうな方のためにも、やはり周知の方法を考えられた方がいいんじゃないかと思うんですけど。それともう一つのいろいろな就学援助とか奨学金制度とかいうふうな、町でいろいろ他の制度があるから、町で考えられていないということだったんですけど、やはりもうちょっと前向きにね、考えられても、やっぱり今の時期、皆さん方も耳に入っておられるでしょうけどね。学校に行きたい、でもちょうど親がローンやなんかと重なるような時期でなかなか難しいから、かなり経済的に厳しいから切っというふうな教育をするというふうなこともありますからね、やっぱりそういうふうな制度というんですかね、返還無償というのはそこまでいなくても、やっぱり奨学金制度というのは町独自でも少しは充実させるべきじゃないかと思うんですけども、その辺のところお願いいたします。

○議長（久留島）社会福祉課長。

○社会福祉課長（中川）町長が答弁されたとおりですね、貸付制度にいろんな制度がありますので、これを活用していただくというのを大前提に考えております。

○議長（久留島）岡田議員。

○7 番（岡田）それと安全安心のまちづくりなんですけど、町長の答弁聞いたったら、住民任せとか、経路は自分らで考えて、安全なところへ避難せえと、そういうふうには聞こえるんですけどもね。一昨年ですかね、3.11 から、やはり今までの避難場所いうんか、そういうふうなのを見直さなきゃいけないというふうな状況の中で、ほじゃあ実際にどこに避難をした方がいいんかと。そこが実際に何かあったときに、空いてるんかどうかいいうふうなものもあるんですよ。だからその辺のところをやはりもう一度、住民もそうなんで

すけど、役場とこの地域住民とが一体になって、そういうふうな避難経路みたいなものを話し合ういうんか、こういうふうにした方がいいじゃないかと思うんですよ。ただ、なんか今の答弁聞いたとったら、臨機応変に住民任せでやってくれというふうに聞こえたんですけどもね、その辺のところもう一度お願いいたします。

○議長（久留島）総務部次長。

○総務部次長（臼井）議員さんが言われておりますように、一昨年の3.11以降、被害想定等の見直しが行われて、今の避難場所でもいいのかどうかという検討を、先ほど町長の答弁でも申しましたとおり、来年度実施する予定としております。その中で避難経路につきましても、大まかなところの避難経路につきましても、見直しをかけていきたいとは考えております。先ほど町長の答弁で申しましたのは、個人個人の避難経路を町が定めるということではございませんので、大まかな避難経路の中で、じゃあ実際に自分たちがどう逃げたらいいのかというところはそれぞれで、もちろん一番最初の単位であれば家庭、それから地域、そこら辺りでしっかり皆さんで協力しながら、協議を重ねて、いろんな被害想定のもとでこういう状況ではどこに逃げたらいいのかということを考えていただきたいということでの答弁でございます。よろしく申し上げます。

○議長（久留島）岡田議員。

○7番（岡田）それと昨年の議会でも他の議員さんも質問されたんですが、来年度にいろいろな防災計画とか何かを県の指示で見直すというふうな答弁だったんですけど、実際にですね、町として町が主体になっていろいろな経路の見直し、県はそんなに細かいところまで、町の領域まで入ってどうのこうのいうことはないと思うんですけども、町の段階で実際にこの避難経路の見直しいうんか、そういうふうなのをされよるんですかね。それとも、来年度になってやりますよということなんですかね。

○議長（久留島）総務部次長。

○総務部次長（臼井）基本的に避難経路といいますのは、大きな道。国道であるとか、県道であるとか、主用地方道を通して逃げましょうよというのが、現在の避難経路の定め方です。ただ、そこまでに行く道はどうするのかというのが出てくると思います。だからそこらも含めて、現在、国とか県が防災計画の見直しをかけているのは、被害想定の見直しが行われたことに伴う防災計画の見直しが主な点でございます。それと東日本大震災において不都合が生じた部分について、今後どう考えていくかという見直しをかけているというところでございますので、そこらも含めて、国や県の防災計画の見直しが

この3月いっぱいぐらいかですでに出てまいりますので、それを基に町としても考えていきたいと考えております。

○議長（久留島）岡田議員。

○7番（岡田）国や県の見直しと、町の今までの避難場所とかの見直しは、全然違うと思うんですよね。今、言われました、国や県は大きな道路を通過してどうのこうのという。実際に国道、県道というふうなのは、大きな車両というのか、防災関係車両が通るような格好になって、実際にそれでは地域住民の人ですよね、それが避難をする経路というのは、ちょっと違ってくると思うんですよね。一昨年の3.11からやっぱり住民の意識も変わったし、行政の意識も、避難場所も含めてごっぽり変わったと思うんですよね。今まで安全だと思われておった所が実際にそうではなくなってきたおると。実際にそういうふうな安全だと言われるところに避難して、ああいうふうな状況になったのは事実ですからね。やっぱりそここのところ、この辺じゃ起きやあせんよというふうな考えでは、ちょっと具合が悪いと思うんですよね。やっぱりその辺のところも含めて、どういうふうな見直しをされよるかというふうなのを聞きたいんですけどね。それと海拔表示にいたしましても、そんなに海拔表示をしても、そう時間がかかる難しいものでもないと思うんですよね。だからそういうふうなところを一刻も早くね。防災計画が出てから、それを待ってやるんだというふうな立場なんでしょうけど、そうではなくて、こういうできるところから早くやってほしいというふうなところがあるんですけども。もう一度、今の防災避難計画ですよね、避難場所も含めて、そういうふうなものは、やはり変えられるいうのか、そういうふうな検討はされとるか。それとも今までどおりで、ちょっとこの避難経路を変える、避難場所は今までどおりなんかというふうなものもお願いいたします。

○議長（久留島）総務部次長。

○総務部次長（臼井） これまでも防災計画の中でいろんな災害を想定して避難場所を定めております。地震の場合がどこである、あるいは津波が来そうなときにはこうしてください、土砂災害についてはこうですよという定め方をしております。基本的には考え方はそれで変わらないとは思いますが、被害想定によって使えない避難場所というのが出てくる可能性がある、そこらの見直しを行っていききたいというふうに考えております。それと避難経路につきましては、具体的に個々の、例えば何々自治会はどういう経路を通過して、どこに行ってくださいというところまでの避難経路の指定はしておりませんの

で、大まかな所、先ほども言いましたできるだけ大きな道路を通って、避難場所に逃げてくださいよというふうなことの定めはしていきたいと思っております。そこから先につきましては、先ほども申しましたが、実際に動かれる方、これは町民の皆さん一人一人が真剣に。大きな計画の中の具体の個々のものについては、そこらは皆さんで協力しながら考えていってもらいたいというのが基本でございます。

○議長（久留島）岡田議員。

○7番（岡田）それと、住宅リフォームについてなんですけれども、全体の工事額いうんですかね、1億4,000万円ですかね。1億4,000万円いうたらかなりの大きなお金が動いたいうか、いろいろなことで経済波及効果があったと思うんですけど。その辺がちょっと、この800万円に対して1億4,000万円ですよ。この辺の経済波及効果に対する認識いうのは、どういうふうなものを持っておられるのか、ちょっとお願いいたします。

○議長（久留島）建設課長。

○建設課長（久保田）当初からこの事業をですね、立案したときに、事業効果がどれぐらいあるんか、そのときに経済波及効果もどれぐらいあるんかということは、我々の方で試算はしております。10分の1ですから、最低でも8,000万、予算を全部執行したら8,000万はある、最低でもですね。ですから、1億なにがしというのは、うちの想定範囲内だと思います。それを踏まえてですね、町から800万出すわけですから、その町の財政的な負担も考えてですね、それらも踏まえて、一応1年限り、今年度限りで事業は終了したいということで立案スタートした事業でございますので、当初通り、申しわけないんですが今年度限りで終了したいという具合に考えております。

○議長（久留島）岡田議員。

○7番（岡田）非常に残念だと思うんですけどもね、多分5月から始まったんですよ、5月から、行政報告では12月の11日ですかね、予算がなくて締め切ったと、実質8カ月ぐらいですかね。8カ月ぐらいの間に予算使い切ったというふうなことで、かなり波及効果そのものはあるんじゃないかと思うんですよ。これで例えば、1億4,000万ぐらいの売上だったら、そのうちの町に対する、消費税がなんぼか返ってくるわけでしょう。あれはどれぐらいになるんですかね。消費税のうちの全額が国庫に納めるわけじゃないでしょう。何%か町に返ってくるというか、そういうのはわからんのですかね。

○議長（久留島）副町長。

○副町長（三宅）納められました消費税につきましては、地方交付税の原資になったり、

もしくは地方消費税という形で、さらにその市町村交付金という形で入ってまいりますけども、例えば町民の方が納められた1円あたりの税金が、どれだけ町に入ってくるという試算は非常に難しゅうございます。

○議長（久留島）岡田議員。

○7番（岡田）それです、この制度そのものは、いろいろなリフォームを頼んだ人と業者いうんですかね、工事をした業者だけではなくて、その他のいろいろな、普通に考えたら、リフォームしますよということになったら、それじゃあ他のところも購入するんだしたら、この際だから購入してみようかというふうなことで、他のところにも備品とか、いろいろな家具とか買い替えたりなんかするのがあると思うんですよね。そういうふうなのが今の金額に反映されてるかというたら、ちょっとよくわからないんですけどもね、最低でもそこだけの工事ということはないと思うんですよね。そういうふうな面で見たら、かなりの建設業者ですかね、そういうふうな方は潤ってくる、潤うという言い方はちょっと悪いかもしれませんがね。それや例えば、今、海田に支店はないけれども、こういう制度があつて使うんだしたら、海田に支店を置こうかというふうな業者の人も増えると思うんですよね。やはりこれは単年度で8カ月ぐらい、1年以内でこれだけの効果が出たわけですからね、これ何年か続けられると、それはますます、まだまだ波及効果があるんじゃないかと思うんです。それと来年ですかね、4月から消費税が上がる、8%になると。再来年は今度10月から10%になると。そういうふうなことも考えたらですね、やっぱり需要いうんか、当然、言葉は悪いですけど、駆け込みというふうなものもあるんじゃないかと思うんです。やはり来年度の途中でもいいですからね、こういうふうなものを続けられると、やはりまだまだ波及効果いうんか、そういうふうなものが出てくるんじゃないかと思うんですけれどもね。再度もう一回、来年度の途中からでもね、そういうふうなことを続けられるというふうな考えに立たれるのかどうかというのをお願いします。

○議長（久留島）副町長。

○副町長（三宅）この事業につきましては、単年度でやるということで、単年度限りという形で、皆さんご希望になったというところ、そういう側面があると思います。経済対策というのは、常にやっているというところに意味がなくて、あるときに集中してやるというところがやっぱり効果が上がっていくんだと思っております。恒久的にこういうリフォーム補助というところは、やはり町の仕事としてはいかがなものかと。ですから、

来年度以降につきましては、耐震のためのリフォーム事業については、引き続き続けてまいりますので、そういった目的を持ったものにしたいと。すべてのリフォームについて助成するというのは、今年度限りで終了したいと思っております。

○議長（久留島）岡田議員。

○7番（岡田）ずっとね、恒久的にやってもらえれば一番いいんでしょうけども、なかなかそういうわけにもいきませんからね、やはり例えば最低でも3年ぐらいは続けてもらう。他の自治体もね、そういうふうになっているところは結構あるんですよ。ずっとというのは、なかなかいろんな状況がありますからね。やっぱり3年ぐらいとか、金額をもうちょっと検討してもらおうとかいうふうな格好になっておるんですけど。今からの経済情勢やなんかも含めてね、町にとってもそんなに損失にはならないと思うんですよ。今からそれこそね、消費税も上がってくると、そういうふうになってきたときに、やはりこういうふうな制度があったら、それを利用される方というのは、それはかなりの数になってくるんじゃないかと思うんですよ。そういうことで、やっぱり町民に対する行政サービスですかね、そういうふうなもの一端になるんじゃないかと思うんですけどもね。これが予算が余ったとか、全然8,000万円とかちょろっとしか出なかったとかいうんだったら、あれでしょうけどね。そうではないんですからね、やっぱりもう少し続けてほしいというのがね。それをやっぱり町民の皆さんや、あるいは業者の皆さん、あるいは小売店の皆さんですね、いろいろ買われるわけですからね、そういうふうな方もやっぱり望んでおられる。そのことが海田町の活性化にも繋がるんじゃないかと思うんですけどね。もう一度その辺、しつこいようなんですけどね、もう一度、途中でも補正でも組んで続けてやろうというふうな考えを持たれないのかというのをお願いいたします。

○議長（久留島）副町長。

○副町長（三宅）この事業につきましては、当初の予定どおり1年間のみの事業としたいと思っております。

○議長（久留島）岡田議員。

○7番（岡田）やっぱり町民にとってもね、助かりますしね、業者の人にとっても、あとは他のいろいろな小売店いうんか、お店屋さんいうんか、そういうふうな人もお金が動くわけですからね。物を購入してもらおうと。例えばこういう制度がなかったら、やはり今のような海田町でのね、お金の動きというのはぐっと少なくなると思うんですよ。1億いくらの金が動くというふうなことはないと思うんですよ。だからそういうふうな

面でもね、やはり経済ですから、お金を循環せんにゃいけんわけですからね、実際こういうふうな効果に出とるわけですから、やっぱりそういうふうなものを考えてもね、やっぱりもう一度、1年限りというずっと答弁なんですけど、もう一度よく考えられてね、波及効果とかいろいろな諸々ありますから。なんかもったいないような気がするんですよ。やはりある程度まだ制度を知らない方もおられると思うんですよ。だから1年限りで終わってしまった、ないんか、しまった、じゃあやろうと思ったけどやめようかと。あるいはなくなったけど、やらにゃいけんのんじゃけども、町外の業者に頼もうかというふうなことも出てくると思うんですよ。やはり町内の業者の人に活用して、町内の業者も活性化してもらおうという意味ではね、ぜひともね、続けてもう1回ね、しつこいようなんですけどもね、考えてね、来年度途中からでもね、また復活をさせるいうんか、そういうふうなことをね、ぜひともお願いしたいんですが。町長、もう一回最後お尋ねしますけど、全然1年限りよと、他の制度があるからそっちでやるよというふうなのか、いや、もう一度町民が喜んでくれたり、あるいは町のいろんな業者の人とかが活性化するんだったら続けてみようというふうな考えがあるか。もう一度、中止というのを考え直してみようかという気があるかないか、町長、最後お願いします。

○議長（久留島）町長。

○町長（山岡）現在のところは、予定どおりで終わらせていただきたいと思います。とっております。

○議長（久留島）9番、渡辺議員。

○9番（渡辺）9番です。2点について、質問をさせていただきます。まず1点目に、防災教育の推進についてですが、東日本大震災を受け、学校や地域での防災教育の重要性が再認識されております。文部科学省では、新規事業として実践的防災教育総合支援事業を予定しております。この事業は緊急地震速報受信システムなどを活用した、新たな指導方法などの開発・普及のため、全国からモデル校を募り、支援を実施する予定になっております。本町でもこのモデル事業を活用して防災教育の推進を図る考えはありますか。そして2点目に、救急医療体制の充実についてですが、三重県鈴鹿市では、一人暮らしの高齢者などが急病や災害時、また外出中に倒れた際にも、救急隊員が患者の名前や住所などの個人情報を確認できる救急情報ネックレス、首掛け用を希望者に無料配布をしております。ネックレスには登録番号が印字され、所有者が急病や事故などで話すことができない状態になっても、駆けつけた消防隊員が消防本部に登録番号を伝えれば、名前や住所、持病、かかりつけ病院など個人情報がわかり、適切で素早い救急処

理につなげる、円滑な救急活動を進められております。本町にも導入するお考えはありますか。以上です。

○議長（久留島）町長。

○町長（山岡）渡辺議員の2番目の質問については私から、1番目の質問については教育委員会から答弁いたします。まず、救急情報ネックレスについての質問でございますが、これについては、昨年鈴鹿市において全国ではじめて導入された新しいシステムでございますので、今後の推移を見守りながら研究したいと考えております。それでは、1番目の質問については、教育委員会から答弁しますのでよろしく申し上げます。

○議長（久留島）教育長。

○教育長（小谷）防災教育の推進についての質問でございますが、防災教育の重要性については認識しております。現在、海田町でも、実際に起きることを想定した避難訓練を年3回程度、各学校で実施しております。この取り組みをさらに充実するように、学校を指導しているところであり、現在のところ、実践的防災教育総合支援事業を活用する考えはありません。

○議長（久留島）渡辺議員。

○9番（渡辺）まず、防災教育の推進について再質問をさせていただきます。今、私が提案した総合支援事業ですね、これは採用する計画はないとおっしゃったんですが、緊急地震速報受信システムというのは、町でも今テストをされておりますが、これを利用することはできるのか、できないのか。

○議長（久留島）教育次長。

○教育委員会次長（植野）Jアラートにつきましては、今後Jアラートを使われた訓練が想定された場合は、学校でもこれに合わせた形での避難訓練等については、学校の方に指導していきたいと考えております。

○議長（久留島）渡辺議員。

○9番（渡辺）それから、東日本大震災後ですよね、全国的にこの防災教育の実践的なものにするようにね、見直しが進んどるんですよ。そういうことで今、教育長の方から答弁ありましたけど、その中身の具体的なものはどんなものが計画されておるんですかね。実践的な防災教育の中身ですね、避難訓練だけでなく、他にどのようなことをやられるのかというのを教えてもらいたいんですが。

○議長（久留島）学校教育課長。

○学校教育課長（小田原）避難訓練の際に、ただ避難訓練するだけではなくて、実際的なこういう災害があったときはどのような行動をするっていう防災教育もあわせて行っておりますので、そこのところで実験的な防災計画を行っていると考えております。

○議長（久留島）渡辺議員。

○9番（渡辺）今回のこの実践的な防災教育というのは、児童生徒自身がですね、自ら自分の命を守るいうんですか、そういう目的でこれは進められとると思うんですよね。そういう観点から考えたら、やはり体験というのが必要なんじゃないか思うんですがね。私も6年か7年前ですか、総務文教委員会で視察に行ったときにですね、阪神淡路大震災の被災地であります淡路のね、防災センターに行って、地震の実際の体験いうんですか、これをしたわけですが、それからそれ以後の地震いいますかね、広島の方ではあまり大きな地震はないんですが、小さい地震は何件かありましたけれども、やはりそういうときにね、こういう体験していると、自分で自分を守ろうという、無意識のうちに出てくるんですよね、そういう意識がですね、自分を守る意識いうんですかね、そういうものが出てきますからね、やはりそういうことから防災センターなどでね、児童生徒の地震の体験いうんですか、こういうものを積んで訓練をして実際に身につける。意識を感じてもらいうんですかね、そういうものを取り組むような考えはございませんか。

○議長（久留島）教育長。

○教育長（小谷）今的是ですね、防災教育の中身というのは、例えば海田町においても、小学校の一つの例を言いますと、海岸線の学校もあれば、裏に山を持っておるような学校もあります。また、側に川があるとかですね。そういったいろんな諸状況の中で、少しずつ具体の変わってくる場合もあります。それから現状、消防とかまたは警察の協力をいただいでやるようなこともあります。それから先ほど議員さんからも防災センターというような話もあったと思うんですが、これらも地域によってまた違う状況がありますけれども、必ずしも避難訓練だけがすべてそれに繋がるんでなしに、例えば小学校1年生、2年生は校区を歩く、校区を歩くことによって危険な箇所を考えたり、または3年生、4年生の学習の中でも安全という分野を考えたり、その安心という分野を考えるような教科指導の中の中身もございます。だから単に避難訓練が防災教育だけですというんじやなしに、いろんな教科指導、または教科等の中で物事を進めているんだということでご理解いただきたいし、私どもがそういった広がりの中での防災教育の指導の徹底を学校でお願いをしておるのが現状でございますので、ご理解のほどお願いします。

○議長（久留島）渡辺議員。

○9番（渡辺）今、答弁ありましたように、やはり防災教育というのは大事なことで、今も避難されておる地域がありますよね。そういうことで、前向きにしっかり取り組んでいただきたいと思います。次に救急医療体制の充実について、先ほど答弁では、今後研究していくという答弁だったんですが、これは鈴鹿市ではじまったばかりなんですが、私もね、以前これに似たもので平成22年の6月議会です、緊急連絡カードの配布・導入を提案したわけなんですが、海田町では既に数十年前からね、これは民生委員さんの方でやられておるといふ答弁がありましたので、それに比べてこちらはですね、このネックレス式のものですね、今の緊急連絡カードというのは在宅用ですね、家に置いておくものですが、これは常時首にネックレス型で下げるといふことでね、災害時や、また外出中に外で倒れたときにね、個人の医療情報が把握できるこの携帯用の今の医療情報キットとして高齢者がね、高齢者の外出をサポートできる円滑な救急医療に繋がっていくものでございます。そしてもう一つは、これは研究してもう調べておられるかと思うんですが、日常生活でね、身につけやすいように、これは肌触りがよくてですね、入浴時も付けておけるシリコン製の素材でできとるんです。それとまたもう一つはですね、そのネックレスをかけることによって、血行促進の作用があるとかね、動脈硬化症、それから高血圧症に効果があるというようなことも言われておりますので、これはしっかり研究していただいて、前向きに検討していただきたいと思いますんですが、その点はどうでしょうか。

○議長（久留島）福祉保健部長。

○福祉保健部長（窪地）議員ご提案のこのシステムの導入につきましては、民生委員、それから自治会の関係とご協力、それから消防システムの変更なども考慮に入れなければならないというふうに考えております。町長も答弁しましたように、まだ鈴鹿市が導入して間がない状況でございますので、そこら辺の状況を踏まえながら、研究をしたいということでございます。

○議長（久留島）渡辺議員。

○9番（渡辺）まだ研究段階で先のこととなると思うんですが、仮に導入するといった場合に、そこまでまだ答えが出んかもわかりませんが、有料になるのか無料になるのか、その辺はどんなでしょう。

○議長（久留島）福祉保健部長。

○福祉保健部長（窪地） これにつきましても、今からの研究になろうかと思いますが、先ほど申しましたように、消防への登録に伴う消防へのシステム変更等も考えられますので、そこら辺を十分研究をした上で対応を考えてまいりたいというふうに考えております。

○議長（久留島） 5番、宗像議員。

○5番（宗像） 5番、宗像です。まず、広島市東部連続立体交差事業についてお聞きします。この事業は事業主体である広島県と広島市が事業計画の見直しを行っている中で、高架が船越で終わるとの報道もされています。また、海田町が庁舎の移転が遅れていることや執行部と議会が一つになってないことが原因であるとの噂が流れております。議会側の多くがそれぞれの意見を乗り越え、庁舎の移転先を県海田庁舎跡地に譲ることで合意しております。執行部もこの点を踏まえて、一步譲られる考えはございませんか。また仮に譲らないにしても、庁舎移転がこの事業の遅延理由とならないようにするためにも、県海田庁舎跡地を購入し、最悪の場合、公共補償の対象にもなりませんけれども、一般補償ですけれども、仮庁舎として確保して、海田町が縮小の原因だという噂を消してはいかがでしょうか。次に町道1号線と国道2号の交差点付近の喫茶店の建物が解体され空き地になっております。最近、駐車場か何かの工事がはじまったんじゃないかと思っておりますけれども、ここは都市計画道路山手線と国道2号の交差点で双方の道路計画の区域になっています。また、ここから中店橋の間は道路幅員が狭く、普通車が交互通行するにはギリギリであります。その割には交通量も多いです。朝夕の車両の通行の多いときは交互通行が困難で、国道の中で対向車の通過を待つような光景も見受けられます。山手線は県道の振替により県事業として整備していく予定ではありますけれども、このような箇所においては、円滑な交通の確保や事故防止のために、単町で先行してでも改良を行う必要があるんじゃないかと思いますが、いかがでしょうか。最後に、東広バイパス曾田ランプ下り線と県道矢野海田線との交差点において、ランプ側の出口に一旦停止の標識がないために、バイパスから降りてくる車の多くが、減速をせずそのままのスピードで合流しております。また、東広島バイパスは平成25年度中に延伸部分の供用開始がはじめられると言われております。当然ですが、このことにより相当数の交通量が増えるものと思われれます。したがってこれに伴い、事故の発生する確率も高くなってまいります。一昨年3月議会だと思っておりますけれども、協議会等を設けて対策を検討されてはどうかという案を出させていただきました。検討するという回答を受けま

したが、その後どのような進展をされているのでしょうか。以上です。

○議長（久留島）町長。

○町長（山岡）宗像議員の質問に答弁いたします。まず、東部連続立体交差事業と県海田庁舎跡地の取得についての質問でございますが、庁舎の移転場所については、本町における将来のまちづくりの視点や公共交通の利便性を総合的に勘案した結果、駅南口が新庁舎の候補地として最もふさわしいとの結論に達したものであり、その考えには変わりはありません。また、県海田庁舎の取得については、仮庁舎が必要となった場合は、県海田庁舎跡地を既存建物も含めて一定期間借り受けたいと考えておりますので、仮庁舎用地として取得することは考えておりません。次に、道路改良についての質問でございますが、質問の箇所が都市計画道路山手線の計画区域であるため、事業予定者である県と整備手法について協議をしてみたいと考えております。次に、県道矢野海田線の事故防止についての質問でございますが、ご指摘のように、新たな区間の供用開始に伴い、大幅な交通量の増加が予定されますので、東広島バイパスの事業者である国土交通省広島国道工事事務所と協議を行い、十分な安全対策の実施を強く要望してみたいと考えております。

○議長（久留島）宗像議員。

○5番（宗像）まず、県の海田庁舎跡地の取得の件ですけれども、これ12月に同じ質問させていただきました。ただ、私が今一番気にしとる案件は、一つとして連続立体交差事業がこうやって縮小だって話が出てきてる中の一つに、県の中の噂で海田町が一つになってないんじゃないかとか、もう一つは県の海田庁舎跡地を買えばちったあ何とかなるんじゃないかという噂が出てるのも事実です。これはあくまでも噂なんで、ものははっきりしませんけれども。一つでも我々が連立を成功させていくためには、一つ一つ噂を消していかなきゃいけん部分があるんじゃないかと思います。今、僕が今回提案させてもらってる一つの理由というのは、庁舎を持ってきてくださいと言ってるのではなく、まず取得をしましょうっていうことを申し上げてるんです。その一つの手法として、県がどういう形で払い下げてくれるかわかりませんが、行政目的のためっていうのであれば、たちまち仮庁舎予定地という格好で取得する方法もあるんじゃないかと思うんですが、それについていかがでしょうか。

○議長（久留島）町長。

○町長（山岡）物事には予想とか噂とか付き物でございますが、噂に振り回されてですね、

行政はできないという判断のもとでやっております。

○議長（久留島）宗像議員。

○5番（宗像）12月の質問の回答にもありましたけども、行政が直接買おうとすれば、当然、行政目的がないものについては買えない。これは副町長の答弁にございました。しかし海田町には土地開発基金がございます。これは副町長の答弁にもありましたとおり、少なくともそこで先に取得する方法があると思います。なおかつ今、一昨日から話が出ております保育所の統廃合の問題も絡んでいると思いますし、町長がおっしゃるとおり駅前に庁舎を持ってくるのであれば、少なくともそういう用地に使うことも可能だと思います。そういう意味で私は先行して何らかの形で取得してはどうか、これも一つの案だと思うんですが、それについてどう思われますか。

○議長（久留島）企画部長。

○企画部長（大久保）県海田庁舎跡地につきましては、仮庁舎として借りる以外に、明確な行政目的を現在持っておりません。昨年12月にお答えいたしましたように、地価が下落している昨今の状況において、行政目的のない土地を先行取得するメリットはないものと考えております。

○議長（久留島）宗像議員。

○5番（宗像）どうしても買う気がないものについて、これ以上もう申しません。ただ、そういう考え方があることだけのご理解願いたい。次に曾田ランプのこととございます。協議会をつくるということについてどうですかという質問に対して、検討していただきますという回答をいただいております。それに対するご回答がないんですが、それについていかがでしょうか。

○議長（久留島）建設課長。

○建設課長（久保田）前回のこちらの方の質疑の中でですね、そのときの副町長答弁でもありましたように、協議会という形になるかどうかわかりませんが、町の方がこちらの方と協議の方を行ってまいりますという形で、協議録の方にもちゃんと確認を取りました。一応、国交省の方とですね、話をさせていただきまして、国交省の方はですね、まず素案をつくって公安と協議をして、国交省としての素案をつくって、その上で海田町、そして県と関係者が集まって、そういった安全対策の場を持ちたいというお話はいただいております。

○議長（久留島）宗像議員。

○5番（宗像）ということは、逆に今、前進しているというふうに理解していいんかどうかということと、もう一つは、これ国道が主体になってやっと思えるんですけども、今のお話ではね、国道の方はそれなりの、直していく、要は前進するというふうな話が進んでいるというふうに理解してもよろしいのでしょうか。

○議長（久留島）建設課長。

○建設課長（久保田）そのように考えていただいて結構です。

○議長（久留島）宗像議員。

○5番（宗像）それでしたら、とにかくできる限り早く、当然供用開始が目の前に迫っております。早くしていただきたいということと、もう一点、これ参考に、東広バイパスの延伸部分が供用開始になったときに、今の東広バイパスの通行量と予測交通量、どの程度になる予定か。また、県道矢野海田の現在の曾田ランプ以降の通行量の現状と、それから開通後の予測交通量、どのようになるか、お答え今できますか。

○議長（久留島）建設課長。

○建設課長（久保田）今、私が国交省の方と話をした段階での知っとる範囲をお答えしますが、現道の今国道2号が4万台通行量があるそうです。開通することによって、その半分が今の東広に流れる。現状が1万台程度であるんで、開通当初はそれを合わせた3万台が流れるであろう。また時期が少し経てば落ち着いてドライバーの方にもルートがいろいろわかってきだして落ちついたら、また現道の国道2号に若干戻るんじゃないか。私が今知りえる範囲は以上でございます。

○議長（久留島）宗像議員。

○5番（宗像）曾田ランプ以降の現道の矢野海田線の現在通行量は、現在のところどのくらいありますか。

○議長（久留島）建設課長。

○建設課長（久保田）ちょっとそこは私は知りえておりません。

○議長（久留島）宗像議員。

○5番（宗像）当然その2万台は確実にオンされてくると思うんで、去年、交通センサスやってるんじゃないんですかね。となればもう発表があるから、現道の部分ぐらいはわかるんじゃないかと思うんですが。議長、すいません、今後の参考にしたいんで、その資料を要求したいんですがよろしいでしょうか。

○議長（久留島）ただいまの宗像議員の資料請求について、賛成の方は挙手をお願いした

いんですが。

(賛成者挙手)

○議長（久留島）資料請求をお願いします。執行部よろしいですか。お願いします。宗像議員。

○5番（宗像）それでは、これを引き続き頑張ってください、事故のないよう取り組んでいただきたいと思います。最後に、町道1号線と国道2号の交差点部分ですが、山手線の関係で県が事業主体になる予定であるということであって、まだ予定でないですから、県が協議の対象にならないんじゃないかと思えますし、とにかく私が確認をしたかったのは、県がしないと言ったときに、町でやる気持ちがありますかという質問をさせていただいたので、それについてのご答弁をまずお願いします。

○議長（久留島）建設課長。

○建設課長（久保田）まず、あその道路が都市計画道路、県の事業用地都市計画区域に入るとということで、まず先に順番とすれば、まず県の方とそのことについて協議をさせていただいた上で、その次に今度は我々町の方がどうするかという順番になろうかと思っております。

○議長（久留島）宗像議員。

○5番（宗像）県と協議して広げてもらうというのは、確かに大切だと思います。自分とこの予算をほとんど使わなくても済みますから、それはいいことなんです、そうではなくて、県が駄目と言ったときに、町でもやる気があるかどうかをお聞きしたいんです。

○議長（久留島）建設課長。

○建設課長（久保田）それも同時に考えまして、町といたしましては、地権者の方にこのことについて一応打診はいたしました。その結果、地権者の方はそういったご意向は、今のところお持ちでないという回答はいただいております。

○議長（久留島）宗像議員。

○5番（宗像）ということは、町としては積極的にやらないというふうに聞こえるんですが、そう考えてもいいんですか。

○議長（久留島）建設課長。

○建設課長（久保田）地権者のご意向を尊重して取り組みたいと思っております。

○議長（久留島）宗像議員。

○5番（宗像）町長、先ほどもおっしゃられましたが、駅前に庁舎をお持ちしたい、そう

いう気持ちについて変わりはないですね。

○議長（久留島）町長。

○町長（山岡）その通りでございます。

○議長（久留島）宗像議員。

○5番（宗像）町長がそういうふうな気持ちをお持ちであるのであれば、当然、瀬野川から向こう側にある地区の方が駅前に行きやすい状況を整備していくのも、町長の仕事じゃないんかと思うんですが、それについていかがでしょうか。

○議長（久留島）町長。

○町長（山岡）それぞれのルートを考えながら、駅前開発の関係については、調査研究して理解を求めよう努力をしてみたいと思っております。

○議長（久留島）宗像議員。

○5番（宗像）かつて駅の橋上化をするときに、相当な費用がかかる、当時昭和60年代の最後か、平成のはじめ頃だったと思いますけども、そのころには連立の話が一部出たように記憶しております。そのときに駅の橋上化して、連立がはじまるのにお金かけて無駄になるんじゃないか、こういう話が出たのを私もちょっと記憶しております。しかしそのときに、予算をつけるときだったと思いますけれども、当時の町長が説明した中には、今から連立がはじまったと言っても10年以上かかる。その10年の間に橋上化することによってかけたお金は、必ず住民の利益にもってくるよということで説明されたように、僕記憶しておるんですけれども、今回もそうだと思います。山手線っていうのははっきり言って府中から海田へ来る路線です。途中、山手線の途中は安芸区区画整理事業、これができ上がってはじめて、そこの中の公共用地、つまり道路を捻出することによってできる道路と僕は理解しておりますけども、その区画整理自体がもうすでに飛んでおります。山手線ができる可能性はほとんど低い。例え連立ができあがっても、完全にできあがって、道路の下できるようになっても、ものすごく山手線ができる確率は低いのに、それができない限りについては、県道、今の振り替えて、今の山手線の上のせてやることは、ちょっと考えにくいと思うんですよ。そうした中でも町長もそういう気持ちをお持ちであるならば、ここは先行してやっても十分投資の効果が上がってくる事業だと思うんですが、それについてどうでしょう。

○議長（久留島）町長。

○町長（山岡）確かにおっしゃいますように、山手線の問題も20年来、いろんな形で投資

にですね、海田町もかなり皆さんは騒がれたといいますが、いろんな形で反対とか賛成とかあった経緯がございますが、実際には何もできてないという結果になって、途中で止まってあの状態でございます。そうしたものに対しては、さっき宗像議員おっしゃったように、エレベーターにしても、鉄道の高架の問題と申しますか、橋上駅の問題にしても、昭和 62 年に恐らくあれはできたと記憶しておりますが、その以後ですね、やはり目的としたら、連続立体交差ができるという目的のもとに今日までいろんな施策をしとるわけでございますが、その目的に 1 日でも早く完成するように、続けてやっていきたいと考えております。

○議長（久留島）宗像議員。

○5 番（宗像）その気持ちは我々も一緒ですけれども、ただ、当面の課題として課題が残っておるとこ、せつかく今ならチャンス、もし建物が建ってきたらますます難しくなるだろう。だから建物ないうちに整備できるよう、もう一度考える、地権者の意向もある、確かにそういう問題があるかもわかりませんが、再度考慮する気持ちはございませんか。

○議長（久留島）建設部長。

○建設部長（北山）先ほど建設課長の方が答弁いたしましたように、地権者の方のいろいろな思いがありますので、それを買収するというのは非常に困難な状況があるというふうに考えております。

○議長（久留島）宗像議員。

○5 番（宗像）私も用地買収長くやってきて、地権者は絶対売りにたくないはずなんです。それを一生懸命、住民の利益と住民の安全を守るためにやっていくのが、公務員の仕事じゃと私は思います。だからこそ後ろ向きにならないで、前向きになって、大事なところは早目に進めていくという考えをお持ちになって、仕事をやっていただきたいということで、私の質問は終わります。

○議長（久留島）暫時休憩いたします。再開は 10 時 20 分です。

~~~~~○~~~~~

午前 10 時 05 分 休憩

午前 10 時 20 分 再開

~~~~~○~~~~~

○議長（久留島）休憩前に引き続き、本会議を再開いたします。一般質問を続行します。

11 番、西山議員。

○11番（西山）11番、西山です。1項目2点について質問いたします。基金の運用について、我が町におきましては9の基金がありますが、財政調整基金について質問をいたします。財政調整基金は年度間の財源の不均衡をならすための積立金で、地方財政法で設置が義務づけられている基金です。取り崩すことができるのは、1、財源不足時の穴埋め、2、災害時、3、緊急に必要となった公共事業などやむを得ない場合、4、財産取得、5、地方債の繰り上げ償還のいずれかに限られております。そこで質問いたします。海田町におきましては、目の前に庁舎建設、保育所建設と建設が目白押しとなっておりますけれども庁舎建設、保育所建設と、建設が決まっている財源は明確にし、新たに基金を創設をするか、公共施設等整備基金に積み立てることが、財政調整基金との整合性が取れるのではないのでしょうか。質問いたします。次に、毎月の例月出納検査の結果のうち、平成24年7月の財政調整基金の当月受高、当月払高、平成24年12月の財政調整基金の当月受高、当月払高それぞれの内訳をよろしく願いいたします。以上、質問いたします。

○議長（久留島）町長。

○町長（山岡）西山議員の質問に答弁いたします。基金の運用についての質問でございますが、まず1点目については、候補地や事業内容が確定し、規模や財源構成が明確になった段階で、事業実施までの期間等を考慮し、個別に判断をしてみたいと思います。次に2点目につきましては、平成24年7月は受高・払高ともに7億9,969万4,191円でございます。受高の内訳は国債購入に伴う預かり口座への入金と、定期預金分の利息でございます。払高の内訳は国債購入代金と定期預金利息の歳入繰入れでございます。平成24年12月は受高・払高とも8億円でございます。受高の内訳は、国債の償還金とその利息でございます。払高の内訳は、国債の預かり口座からの出金と国債の利息の歳入繰入れでございます。

○議長（久留島）西山議員。

○11番（西山）再質問いたします。まず、財政調整基金のあり方と目的特別基金のあり方、これ本来であれば別にしないといけない基金と、先ほども調整基金の内訳を述べましたが、一家の貯蓄で言いますと財政調整基金は普通預金であります。先ほどの数点の中で、緊急に財源が要るときに基金から一般会計に繰り入れて活用する基金でございます。先ほど答弁では、庁舎建設、保育所整備に対する財源は、土地も決まり、いくらかかかることが決まって積み立てたら時間がありませんですね。本来であるならば、

そういった特別目的基金は新たな基金を創設するか、公共施設、海田町の9の中の基金にあります公共施設等整備基金に毎年かかるであろう財政調整基金から繰り出さなくてもいいであろうという金額をこの基金に積み立てていくのが本来の目的でございます。現在海田町の公共施設等整備基金が2億6,000万しかございません。これで庁舎建設、保育所再整備事業を数年後に行うとしましたら、毎年ここにある程度の金額を積み立ててきてないと本来の基金のあり方ではないんです。今回、第4次総合計画にもありませんでした。シルバー人材センター、また、地域の高齢者の拠点たまたま法務省が跡地を利用してくれないかという話の中で、今回当初予算にも、その整備の金額が出ておりますけども、それは緊急と認めます。しかしこの問題は、第4次総合計画の当初にはない問題でございました。しかし、庁舎建設、3保育所の建設は第4次総合計画に明確にうたってある事業ですね。そういたしますとやはり新しく基金を創設するか、公共事業等の基金に、毎年ある程度の積立金をしていくのが本来の基金のあり方だと私は判断しております。先ほども申しましたが、財政調整基金は、緊急のときに、一般会計に繰り入れて繰り出すもので、今、海田町の財政調整基金が25億ございますが、ここからそういうもの、一般会計に繰り入れていきますと、本来緊急に要ることになった財源が明確にならないじゃないですか、あといくら基金があるからどれだけは繰り入れることができる、今からどれだけ基金の積み立てていかないと、海田の財源、財政力は大変だという指針にもならないですね。私は今一度この調整基金のあり方と海田が抱えております建設が予定されておりますものに対しては、公共施設基金に積み立てるか、それぞれ庁舎建設、保育所整備基金として新たに積み入れていかないと私は海田町の財源のすべてが見えてこないおそれがあるんです。調整基金がたくさんあるから海田町は裕福だ。そんなものではないはずなんですけど、もう一度、今の調整基金と特別ちゃんとした基金の創設するのか、また、公共施設整備に今からは積み入れていくのか。どういった方針で、この基金を考えていかれるお考えでしょうか。

○議長（久留島）副町長。

○副町長（三宅）議員おっしゃるとおりそれぞれ大型事業について基金をどうつくるかというところは少し議論があるところだと思います。おっしゃいますとおり、目的は明らかというよりは、一つずつつくるよりは、現在あります公共施設等整備基金をどうふうに取り扱うかということになるんですけども、毎年ある程度剰余金が出ましたときに検討しておりますときの考え方を申しますと、議員が先ほどあの、もし今から例えば

保育所を建てるときに、財政調整基金を取り崩した場合に緊急に必要な公共事業などの、というふうにおっしゃいましたが、現在私どもがその財政調整基金からそれぞれ出しておりますときには、毎年の予算を組む段階におきまして、財源不足時の穴埋めという項目を使っておりまして、その財源不足がどれくらい生ずるかというのは、それぞれ実施計画を立てましたときに、収支不足の計算をして、それでどれだけ基金を持っておればその計画に対応できるかというふうにやっております。これは自治体におきまして、それぞれ目的を明確にするということで、公共施設等整備基金もしくはもっと言えば、何々施設建設基金というふうにしております自治体と、そうではなしに、財政調整基金にある程度自分のところについては全部まとめておいて、それでその支出計画の方でどういった事業を行うかという2通りの手法をやっているところがございます。そういう中でいきますと、今までどちらかという、海田の場合には、緊急対策とかそういうようなことを使って、実際、財源内訳が決まってから建設までに2年から3年という短いスパンで新たな基金をつくるという。だから長いスパンで考えられますのが庁舎建設とかそういうところがございますが、先ほど町長が答弁で申しましたように、最終的な額が決まったときにどのように積み立てていくかということを決めていくのがいいのかなと。ちなみに県庁も県庁舎建設基金というものを積み立てておりましたが途中で明確化でないという段階で庁舎基金ではなしに一般基金に積むというような、交通整理に一旦しております。ですからそういう意味で、財政調整基金へ積むかその他の具体的な基金に積むかというのはそれぞれの施設の建設計画、それから積み立てるべき剰余金というのが定まった時点、そういうところでまたご相談させていただきたいと思います。

○議長（久留島） 西山議員。

○11番（西山） 先ほど県庁の件で、県庁が庁舎建設積み立ててきたけども、また調整基金に繰り入れたというご答弁でしたけども、県庁の庁舎の建設のあり方と海田町が今庁舎建設を求められている条件は180度違います。それを一緒にして、そう言われるのは私は妥当ではないと判断いたします。本来私がなぜ今回この質問を出させていただくかといいますと、先ほども述べましたけれども、海田町は財源がある。調整基金が目減りしてない。また積み立てていると。25億から23あると、毎年繰り入れを予定してるけども、ほかの財源で繰り入れなくてもよくなって、そのまま残ってまた積み立てて、現在がありますけども、これが先ほど言った家庭で言えば普通預金のように、何かあったときに全部使える金額ではないから、今回質問させていただいたんです。それも庁舎もな

い。今、畝保育所再整備、そういう建物を建てる予定もない。何もなければ、調整基金で構わないんです。しかし海田町の場合は、少なくとも庁舎建設、保育所もそのようになるかもしれませんが、3保育所、いつ倒れても、地震が起これば対応できない建物、本来は遅きにきてるんですけども、今までも本来であれば積み立ててきてないといけない特別基金として、公共施設基金と今2億いくらかありませんけど、そこに明確に積み立てて、海田町が何かが起こったときに使える調整基金ではなくて、特別の目的があるのですから、やはり目的があるものに対してはある程度予測をして積み立てるといふ方向が本来あるべき姿なんです。いろいろ私も調査研究させていただきますと、調整基金が増えていけば、町がいい運営をしてるんだ。また、担当の者も自分たちのちゃんとした財政管理ができてるから財政調整基金が増えているんだという見方があるのは確かなんです。しかし、事実と違うわけですから海田町の場合は、少なくとも、公共施設整備基金に毎年何らかの形で積み立てていけば、それだけ要らなかったら、またほかに使えるわけですね。ですからもう一度この基金のあり方について、今後公共施設整備基金にある程度の積み立てを予定されるかどうか、今までのように、すべてを調整基金で積み立てていく方針なのかお考えをお聞きします。

○議長（久留島）副町長。

○副町長（三宅）町長が答弁で申しましたように、今からそれぞれの財源内訳がある程度確定した段階では、おっしゃるとおりに、公共、個別というのはちょっと考えられないと思うんですけども、公共施設等整備基金に積み立てるかどうかという議論はしっかりしてまいりたいと思います。

○議長（久留島）西山議員。

○11番（西山）次にまいります。先ほどの財政調整基金の受け高、払い高の、ご答弁ございましたけども、結局、財政調整基金の7億、8億と運用されたと判断いたしますけども、その運用されて、いくらの利潤が出たのか。どうでしょう。

○議長（久留島）会計管理者。

○会計管理者（木原）昨年24年度の7月に実施しました国債の購入に関しては約7億9,900万の国債を購入しまして、30万8,800円の利息ということです。

○議長（久留島）西山議員。

○11番（西山）基金の運用をされるのは、別に違法でも何でもありませんし、正当な運用ですけども今はこれだけ運用利率が出ない中で、30万でも運用が出たということは評

価に値するわけですが、平成 23 年度も運用されております。その結果、やはり、議会に決算報告のときに、調整基金をこれだけ運用してこれだけの受け高があったということは、やはり私は情報公開として公開するのが妥当だと思っておりますけれども、その点についてはどのようにお考えでしょうか。

○議長（久留島）企画部長。

○企画部長（大久保）地方自治法の規定による基金運用状況の議会の報告につきましては、一応決算書の後段に付している財産に関する調書で行っております。3月30日、31日現在の状況をお示しするもので、運用の具体的な内容が分かるものではありませんので、今度決算認定に当たって提出しております、主要施策の成果に関する説明書に掲載するなどして、運用状況がわかるような方法でお示ししたいと考えております。

○議長（久留島）西山議員。

○11番（西山）過去の運用に対しましてはどのような対処をなさるお考えでしょうか。

○議長（久留島）財政課長。

○財政課長（鶴岡）主要施策の成果に関する説明書への掲載につきましては、過去の運用も含めて掲載をしたいと考えております。

○11番（西山）終わります。

○議長（久留島）12番、崎本議員。

○12番（崎本）12番、崎本でございます。1点ほどお願いいたします。今の広島市東部地区JR高架事業の見直し問題は、海田町第4次総合計画の遂行に大きな影響が想定されます。このことは今後のまちづくりの課題も生まれ、計画の変更も余儀なくされることから、本町としてどのような検討をなされていますか。次に、畝保育所をはじめとして老朽化が進む保育所問題が浮上していますが、どのように考えられていますか、お答えをお願いいたします。

○議長（久留島）町長。

○町長（山岡）崎本議員の質問に答弁をいたします。今後のまちづくりについてのご質問でございますが、まずJR高架化の見直しに伴う総合計画の変更検討については、現計画での事業実施を県及び広島市に対し再三にわたり要望しておるところであり、総合計画の見直しは考えておりません。次に、老朽化が進む保育所については、地域性や利用者のニーズを考慮した上で、保育所の統合も視野に入れ、町の全体計画の中で計画的に進めたいと考えております。

○議長（久留島）崎本議員。

○12番（崎本）私は今後、町に求めることができますね、町長は南口の開発と言われますがね、今、国・県の課題というか、高架事業の見直し等に絡んでですよ、私は駅北口も窪町も活性化する計画がなかったらね、この高架事業は自然消滅するような気がします。なぜか言うたら、やっぱり国や県に物申しとるときに、やっぱり海田全体が魅力あるまちづくりにせんといけんのと、今の南口だけ活性化してもね、海田市駅がね、利用客が多い、海田市駅下りて、海田へちょっと寄ってみようかちゅう気にはなりませんのでね、できるできんは先の問題ですよ、やっぱり窪町と北口がね、今のままでは私は国や県へ高架事業をぜひお願いします言うのにね、ちょっと物足りん感じがしますが、その点どう思われますか。

○議長（久留島）町長。

○町長（山岡）この連続立体交差の問題は駅南北の活性化を含めて、踏切のなくなる町としてですね、どちらにしても活性化を図るための大きな施策と一貫と考えておりますので、その問題についても町民と一緒にやって駅前開発を南北ともにやっていきたいというふうに考えております。

○議長（久留島）崎本議員。

○12番（崎本）町長、前言われましたがね、そういうことをね、町長の施政方針でもね、やっぱりきちっと言ってもらわなかったらね、やっぱり国や県に響かんですよ。やっぱりそういう画を描いてですよ、きちっとやってもろうたらね、将来の海田町のためにね、私は思います。しつこいようで、誰もが知っておられると思いますが、今このJR高架事業がね、縮小されますとね、昔の海田町と同じなんですよ、消えてしまいますよ。だからどうしてもね、私が思うのは、町長もはじめ皆さんがね、全身全霊でね、議会と町民がね、皆一体となってスクラムを組んでね、やらないけんことなんですよ。だからわし町長に何回も言うんですが、そういうスクラム組んで、町民と議会と皆が同じ考えでやっていく気はあるかないか、ちょっとお願いします。

○議長（久留島）町長。

○町長（山岡）再三申し上げて答弁させていただきましたとおり、町民あげて、また町も行政も議会も一緒になって、協力いただきながら、ご指導いただきながら、一緒に組んでやっていきたいという覚悟でございます。

○議長（久留島）崎本議員。

○12番（崎本）議会も協力しますので、ひとつ全身全霊をかけてやりましょう。次に畝保育所はじめ、町長も知っとるように3保育所が老朽化して、私は最初ボールを投げられたのは畝保育所の建て替え計画で、執行部からボールを投げられました。その前にね、なぜこういう案があるんじゃがと議会との協議をされなかったか。ちょっとそのボタンの最初のかげ違いのところをお願いします。

○議長（久留島）副町長。

○副町長（三宅）これは昨年の2月の全員協議会でしたか、私どもがこの計画を出したときに、おっしゃられたような意見がほとんどの議員の方から出ました。この部分につきましては、もっと基本構想ができた段階ぐらいから皆様方とお話をしていれば、状況少し変わったのかなど。この点について、ここの部分の協議が遅れましたことについては、大変申しわけなく思っております。以後いろいろな計画については、ですからできるだけスタート段階から皆様方とご協議するよというふうにならぬように努めてきたところがございます。

○議長（久留島）崎本議員。

○12番（崎本）次に、今町民、保護者の皆さんがものすごい関心を持っておられますからね、私は早急にやるべきだと思うて、わし町長の施政方針でも申しましたがね、方針だけでもね、25年度中に示さないけんのですよ。いつまでもいつまでも経ってね、やりよったらね、執行部も何しとるか言われますし、議会も議会ですよね、議会何しとるか。だから今私が言うたようにね、町政と議会とね、やっぱり町民のね、意見をくみ上げてですよ、スクラム組んでね、きちっと対応して早急にやるべきことじゃと思いますが、その点どう思われますか。

○議長（久留島）副町長。

○副町長（三宅）昨日の町長の施政方針に対する質問、それから昨日から今日までの各議員の皆様のご一般質問、それも参考にいたしまして、さらには昨日もおっしゃいましたが、請願に対する取り扱い、そういったようなものも踏まえて、今議会の皆様方のご意見を踏まえた形で、25年度中というふうにするかどうかわかりませんが、再三町長の答弁で申し上げておりますけども、早いうちに方針の方を皆様方にお示ししたいと思います。

○議長（久留島）崎本議員。

○12番（崎本）あのね、私が言うのはね、そう難しいことじゃない思うんですよ。一通りか二通りしかないんですよ。それをね、こういう計画でこれでどう思うかちゅうよう

なね、やっぱり前向きなことをね、出さなきゃいけないですよ。それからね、議論するのは25年度中に決まらなくても、26年度中に設計まで入る、そういう前向きな姿勢をとらなくてはね、ずっとこのままじゃね、保護者会、皆さんに負担をかけるばかりですよ。そのうち園児は卒園して学校行くというたら、何のためにこういう考えが浮上したかわからんでしょうが。だから、私が言うのは、25年度中にできるかできんかわからんような答弁じゃなしに、25年度中には、きちっとそういう方針でなるべく早急にやりますと、やっぱりそういう前向きな答弁はできないのでしょうか。

○議長（久留島）副町長。

○副町長（三宅）なるべく早急な方針決定にしたいと思います。

○議長（久留島）14番、前田議員。

○14番（前田）14番、前田です。昨日から相当出ておりますので、言いたいこともだいぶ出尽くしたようではありますが、今も出ておりましたが、畝保育所の建て替え、こういうことなんです、検討する。検討するだけではね、わからない。一方ではね、二度三度までも同じような請願を出してね、請願でふるさと館を解体してね、畝保育所を建て替える、何かわけのわからんようなことばかり計画されておる。片方では行財政改革云々と言いながらね、わずか築17年ぐらいの建物を解体して、いつできるかわからん、今の答弁聞いてもそうですけれども、保育所既に設計図まで完成しとる。こういう町長、無駄はね、考え直さなきゃいかんじゃろうけど。口で行財政改革とか何とか言いながら、やっつけられることがね、でたらめなことばかりやっておられる。今もありましたが、保育所、先のあれでもありましたがね、畝に続いて西浜・幸の3保育所を建て替える。それは非常に結構なことかもわかりませんが、これも過去何度も言っております少子化の時代に向けてね、ただ単に3保育所を建て替えれば安全なのかどうかと、こういうところも検討する必要のあるところであってね。少子化に向けて1カ所に集めてやるべきじゃないか。いつかも言いましたが、ただふるさと館をめぐだけでは能がない。要するに国信の寄附の土地があるわけですから、そういうところも保護者会にあるんだからどうかと、こういうことでね、検討すべきであろうと思います。それから先にこれも何回か言うとりますが、畝保育所の入口に畑、土地を、駐車場が必要なら売ってもいいよと、そういう話になぜ検討しないかいうたら、とにかく検討する気、その考えはないんだと。ずっと終始それでこられて、本当にやる気がないんかと思ったらね、かなり離れたとこのね、旧道の交差点に今度ね、借地で駐車場を整備する。12月議会じゃったか

ね。補正予算を組んでおられます。なぜかね、言うておられること、やっておられること、片方では財政改革だ、行政改革だ言いながら、借地で駐車場を整備する。片方は、入口に近いところで町に売ってもいいよ。前進で車が入ってって、そこで向きを変えて、ずっと前進で出てくればね、利用される方も非常に便利だろうと思いますが、旧道の入口、150メートルも200メートルも離れたところにね、駐車場を整備する。とにかくやっとならぬことと、言うておられることが違うんじゃないか。この辺についてまとめてね、昨日からようけ出ておりますので、まとめて言いますが、保育所の統廃合、駐車場の整備、こういうことについてどう考えられるか。次に連続立体交差事業、これも昨日から今もようけ出ておりますので、まとめた言い方しますが、私ども1月21日に国土交通省、都市整備局長さんとか、いろいろお願いに行ってきました。非常にいろいろな返答もいただいておりますが、今もいろいろお願いするとか、どうかというような話だけであって、町長のその姿勢で本気でどこまでやるのか、まちづくりのために必要だとか何とか言いながら、御自らね、県にお願いするんだとか、市にお願いするんだとか言われながら、熱が入るとらんのじゃないか。本当にまちづくりね、町の100年、200年先を考えるならば、もっと率先して、今もありましたように議会と話を合わせていうのもあるかも知れませんが、もっと本気で力を入れてこのことに取り組むべきであろうかと、このようにも考えます。それから、前にも委員会等でも尋ねておりますが、既に入収された土地、これの扱いはどうなるのか。ただ今のままでは雑草が生えて見苦しいことになるだけではないか。相当、町民の税金もつぎ込んでおるわけですが、この頃もただ税金をむやみやたらに突っ込んで、あとは今言いました雑草の茂った場所にしておだけなのか。町の荒廃をね、助長するだけになるんじゃないかと。ここらのところをあわせて今後これをどうしていくのか、まとめてお尋ねしたいと思います。以上です。

○議長（久留島）町長。

○町長（山岡）前田議員の質問に答弁いたします。まず、畝保育所の建て替えについての質問でございますが、1点目につきましては、昨年3月議会の結果を踏まえ、畝保育所保護者会に対し、畝地域以外での建て替えの有無について意見集約をお願いし、その結果を待ち、再整備の方向性を決めたいと考えていたものでございます。2点目につきましては、3保育所の統合については、整備手法の一つとして研究していきたいと考えております。3点目につきましては、現在整備を進めております送迎用の駐車場は無償で

借り受けており、費用は軽減できたものと考えております。次に、広島市東部地区連続立体交差事業についての質問でございますが、国が認可した事業を県が中止できるのかということについては、制度上では事業者が事業を中止することは可能でございます。事業地の管理については、県で行われますが、町もその一部についての負担金を支払っております。町の負担金の返還においては、現段階については考えておりませんが、事業が中止された場合は返還を求める必要があると考えております。最後に、現計画の事業実施を求める運動については、県幹部や県議会議員等に加え、関係国会議員に対して、再三にわたり要望をしております。また、今後も引き続き機会を捉えて要望してまいりたいと考えております。

○議長（久留島）前田議員。

○14番（前田）まず保育所の件でね、よく聞き取れなかったけどもね、一つ一つにして検討していきたいというふうにも聞こえるし、一方では3保育所をね、まとめてやりたいんだというようなね、何かあるんですが、先ほども言いましたがね、今のそのふるさと館を解体してというところにね、なぜ二度も三度も同じような請願が出たのか。ここにね、町長の先導があるんじゃないか、こういうふうなね、一番最初に言われたことが年間1,000万円ぐらいの赤字が出るんだと、だからふるさと館は必要ないんだと、だからこれを解体して建てるというふうな保護者会へ向けての誘導というのかね、そういうことがそもそもこういうことに原因になっておるんじゃないか。今になってどっかに別のところで一つ一つにするのか、片方では天井が落ちるとか耐震力がないんだと言いながら、まだ25年度中にその結論が出せないと、こういうことなんです。ふるさと館をめで建て替えることについては、即刻結論は出とるんだけども、先ほど言いました財政改革とか何とかいう行政改革のもとに経費の削減、こういうようなことをやるんだったら、結論は出ないんだという。だから今も言いましたように、一つ一つで検討するのか、三つまとめてやるのか、言うとられることの意味がわからないと、こういうふうにするんです。ちょっと長くなりましたがね、説明がわかったかどうか知りませんが。だから先ほども言いました、国信の、私忘れましたが、400坪か600坪か、そういういただいた土地もあるということなんよね。ふるさと館は、私ども何回も言っておりますが、踏切から旧道渡ってふるさと館に入る車両、もちろん旧道から踏切渡って河川道路に出る車両、これが鉢合わせになると前にも後ろにも行けないんです。重大事故につながる。町長が言われる、住んでよかった安全安心のまちというようなこと

になればね、ここのことも十分考慮をして、そういう保護者会というか、保育所の保護者に対して説明すべきなんですよね。ただ、風光がいいとか環境がいいとか表向きのね、そういうことだけでは駄目なんで、今ちょっと長くなりましたけどね、本当にそういうところも今言いました、国信とか、あるいはユーシンも撤退して、いろんなとこにそういう空き地があるわけですけどね、そういうとこも含めてね、なぜ2年も3年もかからんにゃ結論が出んのか。先ほど副町長の答弁でもありましたが、25年度中にできるかできないかわからないと、こういうことなんです。片方では天井が落ちるんだ、耐震力がないんじゃないかと、そのうちに何とかなるよという、まさに無責任のような答弁と思うんですが、どうなんです。大至急、そういう財政改革のもと、いろんなことを言われておるんだから、一つにしてすっきり結論を出すという答弁はできませんか、どうですか。

○議長（久留島）福祉保健部長。

○福祉保健部長（窪地）保育所の整備につきましては、町長もご答弁申し上げましたように、統合も視野に入れながら、これは検討してまいりたいというふうに考えております。3保育所の統合につきましては、建設費用、それから保育士の削減などのスケールメリットは十分あるというふうに考えておりますけれども、保育定員の過大化、それから保育士の減による保育の質の低下、それからより大きな敷地の確保、これが必要になるというふうに考えておりますので、こちら辺は整備手法の一つとしては研究してまいりますが、トータル的に考えてまいりたいというふうに考えております。

○議長（久留島）前田議員。

○14番（前田）ですからそこらがね、過去にも何回かそういうことを言うんですがね、いろんな道もあるんだと、それから今言いました国信にもあるんだと。検討をする、検討すると、どっかで今度はものを言うたらね、その考えはありませんと。それからいつかも言いましたが、駐車場の話、無償だからええんだと、こういうような言い方ですがね、借地は無償かもわかりませんが、それなりに出入りの場所の工事といいますか、舗装、いろんな管理費とかね。いずれにしても管理費はいるわけですが、そのやり方が行き当たりばったりと、こういうふうなことに私は思うわけですよ。だから片方では統合も視野に入れて考えないとならんとか、そんなことは言わなくてもわかっとなることで、皆さんが早くやれ、保育所の建て替えということについては前々から言うてるんですが、誰も反対はしとらん。ただ片方では、そういう何回も言っております、財政改革だ、行

政改革だ言うから、例えば3保育所をつくるんならば、そこに延長保育で一人ずつ子どもが残れば、保母が3人いる。これを例えば一つにするとか、そういうふうにすると、子どもは3人がおっても保母さんが2人でいいんじゃないか。こういうことがいわゆる行政改革、財政改革じゃないかと、こう言うとするんでね、それを視野に入れて検討しますというのが、先ほど言うとするのが、遅いんじゃないかと、こういうて言うとするんですよ。なぜ急がないのか、急げないのか、そういうことを言うとするんですよ。いろんな空き地も含めて言うとするのに、そこらも今から検討する、検討するじゃあ、そんなものは10年経ったってできやせんじゃないですか、どうなんですか。

○議長（久留島）福祉保健部長。

○福祉保健部長（窪地）国信の寄附地につきましては、私どもの方も現地を見ながら、やはり途中までの侵入の状況の問題等々もあることから、難しいというふうに判断をしております。それから統合にあたってのシミュレーションと申しますか、資産と申しますか、保育士につきましては、3保育所を統合した場合には、これはあくまでも福祉保健部の試算でございますが、昨年度の子どもの数から保育士を割り出すと、3保育所を統合した場合には保育士が6名減。それから二つを一つにした場合には、保育士が2名減、それから3保育所を統合した場合の必要となる面積につきましては、大体3,000平米弱が必要になるかという試算をしております。二つの保育所を統合したときには、2,000平米程度の面積必要になるというふうな試算だけはしておるところでございます。

○議長（久留島）前田議員。

○14番（前田）これも言うとしても結論は出るので、今言いましたようにね、25年度中にできるのかどうか、今から検討すると言って、片方では図面書いてね、そこらのところをね、もっと町長、口では言われるように、住んでよかったとか住みやすいまちとかね、あなたの言葉が使われるのは考えにゃいかん。今から保育所も、片方では天井落ちとるじゃ落ちるじゃ言いながらね、25年度中に結論が出るかわからない、今から検討すると。片方では、ふるさと館築17年のものを解体すると、こういうことね。言うとられることとやっておられることがわからん。長く言ってもしょうがないが。早急に結論を出すべきだと、こういうふうに思います。連続立体交差事業の方にいきますが、私ども私費で国交省、実は太田国土交通大臣、アポを取っておったわけでありましたが、アルジェリア問題で急きよ会えなかったということで、そのときは皆さんせっかくアポを取りながら大臣にお会いできなかった、申しわけございません。ということでね、

公明党の幹事長代行斉藤鉄夫代議士がですね、非常に親切に対応していただきましてね、私どもが頑張って何とかしますので、再度また3月12日頃にお越しく下さいと、こういうようなすばらしい返答もろうて帰るとるんですがね、町長も何かわからんけども、先ほども答弁でもあったが、県会議員やなんかにはお願いはするんだということも言うておられますが、これ私何回か言うてきとるんですがね、それも必要ではあろうとは思いますが、住民運動やる必要があるんじゃないか。ずっとこれ言うてきたんですがね、要するにマンパワーで団体になって行動せんと、県もなかなか動いてくれんのかなんじゃないか。こうふうに言うたら、その考えはありませんと、こういう答弁で、これは情けない話。昨日の答弁でもありました、首長が先頭切ってこういう運動しとるところはどこにもないんだ。その例で二葉山か鞆の例も出ておりましたがね、二葉山は首長は世襲なんですよね。鞆の浦にしても同じことなんです。御自ら世襲が反対運動したりね、そのことをするわけないんです。そこらがね、とんちんかんじゃと言いたいわけですよ。今回の場合は、県といえばそうなんですが、事業は国・県主体でやるわけですが、私どもそれをやっていただく立場にあるんだから、町づくりのために町の100年、200年考えたときに、それは町長御自ら先頭に立ってね、旗振ってもおかしいことはないと思うんですけどね。首長が先頭になって住民運動した事例はどこにもないんだと威張っておられるがね、どうなんですかその辺は、再度お尋ねします。

○議長（久留島）町長。

○町長（山岡）この問題は昨日から答弁をしておりますとおり、海田町に対しては、本当に重大な役目を果たすべきことになると思っております。先ほど前田議員の方から国交省の方へ行っていただいたり、議員各位の方へも行っていただきましたが、私も先月1月31日にですね、上京したときに斉藤先生のところへも、各広島県選出の参議院議員、衆議院議員のところにも、お礼方々お願いと陳情の要望を参っております。また広島県の事務所の方へも訪問して、所長の岡田さんですかね、課長さんの方にもお礼を言っと思ってくれと、ちょっと留守だったもんですから、それから財務省の方にもちょっと知り合いがありますので、そこにも行ってですね、こういう予算的なものはどういう形でつくんかということも尋ねて、近々また返事がくるというふうに聞いております。国土交通省、また斉藤先生のいろんな人力によって事が実現することがあるわけですか、改めて市・県の方にもしっかりと要望活動をしましてですね、一緒になって県・市、そして府中町・海田町、一緒になってですね、この問題に取り組んで、絶対現行どおりで進めていただ

きたいということに尽きると思いますので、努力をしてまいりたいと思っております。

○議長（久留島）前田議員。

○14番（前田）それはええんですよ、お互いに頑張りましょう言うとするんだから。そこで先ほど言いました、いわゆる住民運動ということについてね、先頭になって旗振って走る気はあるのかなのか、この一点ポンと端的に返答願いたい。

○議長（久留島）町長。

○町長（山岡）この問題は、昨日答弁をいたしましたとおり、私が旗を振るんではなしにですね、今後恐らく住民運動が起きるといふようなこともいろいろ皆さんからの意見を町民からも聞いてますので、我々はどういふようなサポートをしてですね、どういふふうに協力してやっていくかということに対しては惜しまずにですね、先頭に立ってやらせていただきたいと、こういうふうに考えております。

○議長（久留島）これにて一般質問を終結いたします。この際、暫時休憩いたします。再開は11時20分です。

~~~~~○~~~~~

午前11時12分 休憩

午前11時20分 再開

~~~~~○~~~~~

○議長（久留島）休憩前に引き続き、本会議を再開いたします。日程第2、請願第1号、畝保育所の移転建替整備に関する請願を議題といたします。本件について紹介議員から説明を求めます。住吉議員。

○4番（住吉）4番議員、住吉です。請願者の代読により説明と代えさせていただきます。町立畝保育所の移転建替整備について。昨年度、畝保育所保護者会代表より請願書が提出、採択されたことにより、畝保育所の移転が実現するものと思いき、保護者一同喜んでおりましたが、紆余曲折を経た結果、移転計画は結局白紙に戻った形になり、保護者一同大変不満に思っております。昭和45年に建築された畝保育所は進入路も狭く、園庭の水はけも悪い場所にある上、建物の老朽化が進み、天井の一部が落下したり、水漏れや雨漏りなども発生しているのが現状です。保護者としては一刻も早く子どもたちによりよい保育環境を実現してやりたいと願っております。そこで私たちは老朽化した畝保育所の早期建替を求めます。現在の畝保育所は昭和45年に建設されたもので、とても老朽化しています。大きな災害が起きたとき、どうなるのかとても心配です。子どもた

ちの安全な保育環境を確保するため、早急な保育所の移転建て替えを望みます。畝保育所への送り迎えの問題の早期解決を求めます。県道から畝保育所までの道路はとても狭く、車の離合はできません。子どもの送り迎えの時間には車が何台も連なり、保護者間や近所の人とのトラブルが多発し、脱輪や接触事故が発生したこともあり、とても危険です。安全な送り迎えのため、移転建て替えによる解決を望みます。保育環境を守るため、現在、ふるさと館が建っている町有地への移転を求めます。畝保育所は日浦山や瀬野川に隣接し、自然に恵まれた保育所です。このような保育環境は子どもたちの成長に欠かせません。この環境の中での保育を守るため、現在、ふるさと館が建っている町有地への早期建設を切に望みます。ふるさと館を取り壊すことに反対という声もありますが、子どもが畝保育所に入園してはじめてふるさと館の存在を知った保護者もいますし、来館者数も少ないと聞いております。このような有効活用されているとは言いがたい施設を今後も維持するより、畝保育所の移転建て替えを最優先にしてほしいということから、ふるさと館を取り壊して畝保育所を移転していただきたく、今回改めて請願書を提出するものでございます。以上、皆様方のご賛同賜りますようお願いいたします。

○議長（久留島）以上で説明を終わります。これより質疑を行います。質疑があれば許します。西山議員。

○11番（西山）11番、西山です。今の請願の内容を精査してみますと、畝保育所の移転整備は誰もが望んでおりますし、畝保育所だけではなく、西浜保育所、幸保育所も同レベルの早期建て替えが必要な施設でございます。今回のこの請願におきましては、ふるさと館を取り壊すことに反対という声もありますが、子どもが畝保育所に云々とかありまして、来館者も少ないと聞いております。このような有効活用されているとは言い難い施設を今後も維持するより、畝保育所の移転建て替えを最優先にしてほしい。ですから、ふるさと館を取り壊して畝保育所を移転していただきたく、今回改めて請願書という文言がございます。私はふるさと館が、ここで述べさせていただきますが、ふるさと館の建設の経緯は海田市町と東海田町が合併し、30周年記念に記念事業として、40周年に海田町の文化と歴史を伝承していくために建設が計画されました。昭和61年3月31日に海田町歴史民俗資料館建設基金の条例が制定され、9年にわたり約3億4,200万円を積み立てて建設をされたものでございます。また、ふるさと館が建設されている場所の畝観音免は海田町史によりますと、海田町域で遅くとも縄文時代には人々が生活をはじめており、特に古墳時代、6世紀末から7世紀前半に広島湾岸では有数の畝観音免

古墳群が町域内に築かれており、注目を受けております。また、日浦山は海拔 345 メートル余りで海田村に望んで高くそびえ、日浦山城があったとも言われております。海田町の歴史の証であり、またわずか築 17 年のふるさと館を解体してまで、なぜそこにこだわられるのか。確かに保育事業は大事でございますが、子どもさんが育っていく環境の中でふるさと館の果たす役割は大きいものがありますし、今後 50 年、100 年経ったときに、海田町のあの地が日本の歴史を証明する、皆があそこを訪ねていくというような大事な場所でもございます。活用は少ないと言われてますけども、全国を見ましても歴史資料館というのは、活用されないからここを取り壊そうということ一度も聞いたことがありません。そこまでして子どもの一生のうち、歴史・文化を学ぶ大事な場所であるふるさと館を解体してもいいものかどうか。そこも判断基準の中でこの請願に紹介議員となられたのかどうか、一点。もう一点は、保育所整備につきましてふるさと館のあの地に保育所を建てますと、海田のある面では中心部と外れております。今後、人口少子化に向かっていったときに、幸保育所、西浜保育所の再整備を中心部でしたときに、少子化が進んだときに畝保育所に通所する子どもの数がなくなった場合に、その施設はまた取り壊してふるさと館を建てようということになるのでしょうか。今回、請願が出された方は必死な思いでございますが、聞くところによりますと、行政が一番早く建設できるのはふるさと館を壊して畝保育所を建てれば、一番早く建設できるからここに賛成してください。地元の有力者にも執行部の方から畝保育所整備はふるさと館を解体をして、そこに保育所を建ててくださいと、随分の誘導があったと私、数人から聞いております。そういうことがあって、この請願が出てきていること自体、私には疑義を感じるんですけど、その点についてはどのようにお考えでしょうか。

○議長（久留島）住吉議員。

○4 番（住吉）西山議員の質問にお答えいたします。まず、ふるさと館、あの場所にあつてこそその価値という西山議員の主張は、私も前回の反対討論の中で承知しております。それでも保護者の方々にとって、とにかく早く建て替えてください、もう設計図面ができていられるでしょう、お願いですから建て替えてください、そういった思いの方を優先いたしました。続きまして、少子化した場合、子どもたちがいなくなった場合どうするのか。確かにその可能性もございますが、現時点において、西浜・幸保育所ともまだ再整備の具体的な画が何も書かれておりません。その中において、畝保育所も同時に待つのか、そういったことも考えましたが、やはり今現在、とにかく早く畝保育所を建て替

える。特に5月天井板が落下しておりますし、そういった面におきまして、とにかく畝保育所だけでも早く建て替えてほしいと思っております。3点目の質問をもう一度お願いします。

○議長（久留島）西山議員。

○11番（西山）畝保育所をふるさと館跡地に早期に建設という案、確かに先ほどの一般質問にも出てきておりましたけども、行政主導である案が一番いいということで一人歩きしておりました。住民の地元の皆様からいろいろお聞きするのに、有力者に対して、畝保育所をふるさと館を解体して、あの地に建てることに賛成してくださいとか、随分声を聞くんです。行政主導で一番早く建つのは、ふるさと館を壊して畝保育所を建てるのが大事だから、これに賛成してくださいという声を私、数人から聞きました。行政主導でこの請願も出てきていると判断いたしますと、私それは大変な問題が絡んでいると思うんです。3保育所は一刻も早く建てないといけないことわかってますし、本来であれば、前回の廃止条例が否決されたときから具体的な検討に本来ならば行政は取り組んでないといけないはずなんです。それであればこういう請願が出てこなかったんです。しかし私は設計図までできているから、畝保育所だけでもってというのは、あまりにも私は拙速すぎると思うんです。ここで一度、皆の意見を集約をして、行政に一刻も早く3保育所をどうしていくか、早く。畝保育所だけでございませぬ。西浜保育所も幸保育所も同じ条件のもとにありますので、いち早く行政に向けて再整備を、私たち議員から言っていく、こちらの方が先決であると思います。私は本当に保護者の方がふるさと館を壊して云々というなら別です。行政主導で行われてきたことに対して、私は本当に疑義を感じてますけども、その件についてはどのようにお考えでしょうか。

○議長（久留島）住吉議員。

○4番（住吉）行政指導という点でございますが、地元の方々に執行部が話をした云々ということに関しては、私は承知しておりませぬ。ただ、今西山議員がおっしゃいましたように、本来であればこの1年間執行部において早急に検討すべき課題であったと、それは私も同じ考えでございます。逆にそれがなかったからこそ、今回保護者の方々が忙しい合間を縫って、また署名を集めて再度請願をする、このような事態になったと思います。確かに畝保育所だけではなく3保育所、こちらの建て替えも早急にせねばなりません。まずは畝保育所の保護者の方々の気持ち、この思いを私は伝えたく、皆様にご理解いただきたいと思います。紹介議員となりました。

○議長（久留島）西山議員。

○11番（西山）私は今回の請願に対して、紹介議員になられる前に、議員全員がこのように3保育所自体を行政に向けて早期に整備するようちゃんとするから、保護者の方からはじめからこういうことを言ってらっしゃるわけではないんですから、この請願は待っていただけないでしょうかとか、いろいろ手法があったと思うんですけども、それが一度、請願は通りましたが、廃止条例が否決になって、それでいいと地元の人たちたくさん思っただけの方もいらっしゃるんです。そういたしますと、この請願の紹介議員になってくださいとおっしゃったときに、いや、議会全体としてこういう方針でいきますので、早くどこかに建設いたしますからという助言はできなかったのでしょうか。

○議長（久留島）住吉議員。

○4番（住吉）確におっしゃいますように、そういった助言も可能であったかもしれませんが。ただその一方、既にもう署名集めもはじまっていたと、そういった現状もございます。従いまして、まずは畝保育所の保護者の方々、現在はふるさと館が建っている場所に建て替えるのが一番早いと、そのように信じております。従いまして、私はこういった保護者の方々の思い、そういった声を行政に届けるのも議員の役目じゃないかと思ひ、紹介議員となりました。

○議長（久留島）他に質疑ございませんか。前田議員。

○14番（前田）14番、前田ですが、似たようなことになるんですがね、前回もこういうような請願が出てきて、附帯付きの採決をしておる。すなわち、ふるさと館をめいでの建設には賛成承服しがたいと、こういう結論を出しておるんですね。先ほど来、一般質問でもありましたが、これどう考えとってんか知りませんがね、まず町長部局がバラバラ。3つにするじゃあ、1つにするじゃあ、結論も出とらん。その建て替えが25年度にもなお結論が出ないんだと、こういうことを明言されとるんですね。にも係わらず、こういうものまた受けおうてこられた。お粗末としか言いようがないんですがね。今年度もご存じのように正確な数字は別として、畝保育所の建設に約1億7,000万計上されております。もちろんご存じだろうと思いますが、新年度にこの予算がないんですね。だから片方でね、今もありましたが誘導とかね、ふるさと館を解体が一番早いんだとかいうて、なんかそういうね、保護者会をあおるような先導をしてね、片方で予算を組んどらんというのはね、でたらめな行政。こういうことになって一緒に片棒を担いでね、請願議員であります。ちょっとお粗末じゃないかと思うが、このことについてどう考える

か。まず、それに合わせて町長部局のこの矛盾、こういうこともどのように考えて紹介議員になられたのか。それから、何か知らんが先ほどもあった、非常にいい場所なんだということなんだけど。出入り口が安全とか何とか言われるが、先ほども一般質問でも言いましたが、踏切の安全、旧道との交差点の渋滞、この現状をね、どっかでも公開質問状だというので、畝保育所の入口の交通状態をあなたはご存じですか、見られましたかとかいうのがあったけど。もちろん議員ご存じじゃろう思うんですが、じゃあそういうものを出されたあなたは、ふるさと館の入り口の踏切の交通渋滞の現状をご存じですかと私は逆に聞きたい。ここでは大変な事故になる可能性があります。安全安心のまちはどこにもないということです。それからね、もう一つ最後に聞きたいのは、この何て言うのか、ふるさと館はいらないんだというようなこと。そういう何かわからんけども、歴史の勉強というものをね、ここらに合わせてね、利用度が少ないから歴史の勉強しなくてもいいんだと、なんかこういうふうに言われとることが聞こえるわけですね。学校でももちろん小学校では算数とか国語も教えるわけだが、歴史も教えとるわけですね。こういう勉強はもう取ってしまう、こういうように聞こえるんじゃがね。だからそういうふうに言われるんなら、そういう場所を先に整備して、ふるさと館に代わるものを整備して、やるべきじゃないのか。あなたはうかつにこの何か知らんが受けおうてきて、それで私は紹介議員であります、ちょっとお粗末じゃないか思うんですが、あわせてどうなんですか。

○議長（久留島）住吉議員。

○4番（住吉）前田議員の質問に答弁いたします。まず町長部局がバラバラじゃないか、確かにそれは私も同感です。この1年間見ましても執行部は動きはない。ましてや教育委員会においては、ふるさと館を存続させていくと委員会で答弁しております。一体、執行部として意見の調整はどうなっているのか。教育委員会がふるさと館を存続させるということを委員会で答弁したということは、この計画は白紙とも取られかねない。町長部局と教育委員会のすり合わせが一切できていない、その点については私も同感です。そして来年度予算、畝保育所の再整備費用がないだけではなくて、ふるさと館の運営費も計上されております。従いまして、予算書だけ見れば、ふるさと館はまた存続させていくとしかとらえられません。そういった面において、保護者の方々に一体どういった説明をしてきたのか、そういう点に関しては私も疑問でございます。2点目、踏切の安全でございますが、確かに現状、危険でございます。しかしながら、踏切を渡るという

のは、現在の保育所においても山陽本線を渡らなければ通園できません。従いまして、保護者の方々もその点は配慮した上で、子どもたちの送り迎えをするんじゃないかと思えます。3点目、歴史の勉強をする場所を先に移転させるのが筋じゃないか、それも私は同感です。昨年度、請願書が通ったにも係わらず、ふるさと館廃止条例が否決されたのもまさに理由はそこだと思えます。本来であれば、廃止条例を出す前に、ふるさと館の移転先を明確にする、それが筋であるにも係わらず、執行部はなぜかそれを怠ったがために、ふるさと館の廃止条例は否決されたものだと思います。先輩議員から見れば私の行動はお粗末に見えるかもしれませんが、私は町民である保護者会の方々の意向をくんで、この度、請願紹介議員となりました。

- 議長（久留島）他に質疑ございませんか。質疑なしと認めます。質疑を終結いたします。本件につきましては、福祉厚生委員会に付託することといたしたいと思えますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

- 議長（久留島）異議なしと認めます。よって、本件は福祉厚生委員会に付託することと決します。暫時休憩いたします。再開は13時ちょうどです。

~~~~~○~~~~~

午前 11時42分 休憩

午後 1時00分 再開

~~~~~○~~~~~

- 議長（久留島）休憩前に引き続き、本会議を再開いたします。この際、皆さんに審議日程についての確認をしておきます。日程第3から日程第11に至る各案件については、新年度予算に関連する条例案、予算案でございます。各案件については、日程順に執行部より説明を受け、議員全員による予算審査特別委員会に付託する予定でございますので、ご協力をお願いいたします。

~~~~~○~~~~~

- 議長（久留島）日程第3、第7号議案、特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。町長より提案理由の説明を求めます。町長。

- 町長（山岡）第7号議案、特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について、事務事業評価の結果に基づき、農業生産区長

の報酬額の見直しを行うものでございます。内容につきましては、担当者から説明させていただきます。

○議長（久留島）総務課長。

○総務課長（脇本）それでは、第7号議案、特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定についてご説明いたします。議案書の6ページをお開きください。あわせて資料10、特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例新旧対照表をご覧ください。今回の改正につきましては、平成24年度に行われました事務事業評価の結果により、農業生産区長の報酬を改正するものでございます。改正内容は、現在5名の農業生産区長の報酬年額6万円を日額6,100円に改めるものでございます。施行期日は平成25年4月1日でございます。以上で説明を終わります。

○議長（久留島）以上で説明を終わります。

~~~~~○~~~~~

○議長（久留島）日程第4、第8号議案、職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。町長より提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（山岡）第8号議案、職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定について。人事院の給与勧告並びに広島県の給与勧告及び改定方法を考慮し、職員の給与改定するため、条例を改正するものでございます。内容につきましては担当者から説明させます。

○議長（久留島）総務課長。

○総務課長（脇本）それでは、第8号議案、職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定についてご説明いたします。議案書は7ページ、資料は11の新旧対照表、資料12の平成24年度の給与改定の概要をご覧ください。まず、今年度の人事院勧告についてご説明いたします。内容でございますが、資料12の給与改定の概要を使ってご説明いたします。まず、1の人事院勧告の内容でございますが、(1)月例給の較差についてでございますが、臨時特例法に基づく給与減額支給措置による減額前の較差を算出し、あわせて減額後の較差も算出しております。従来、人事院勧告におきましては、較差が小さい場合には改定を見送っていること、減額後は民間給与を下回っていること、減額措置は民間準拠による改定とは別に平成25年度末までの臨時特

例として行われていることを勘案し、月例給の改定はございません。期末・勤勉手当につきましても、支給月数が民間と均衡していることから、同様に改定はございません。次に（２）ですが、55歳を超える職員の給与水準の上昇を抑制するため、昇給昇格制度を見直すものでございます。まず、アは55歳を超える職員は標準の勤務成績では昇給しないこととしております。次に、イは55歳を超える職員の給与水準の上昇を抑制するため、高位の号棒から昇格した場合の俸給月額を増加額を縮減するというものでございます。以上が人事院勧告の内容でございます。これについての国の対応でございますが、（１）の月例給等の改定はございません。（２）の昇給昇格制度でございますが、アの55歳以上の国家公務員の昇給抑制が求めた平成24年度の人事院勧告を実施するための給与法の改正案につきましては、昨年、前政権の政府の方針といたしましては、改正を行わないとの方針が出されておりましたが、新しい政権になりまして、平成26年1月1日より施行するとの方針が出されておるところでございます。イの昇格制度につきましては、人事院が人事院規則を改正したため、平成25年1月より実施することとなっております。次に2の海田町の給与改定でございますが、（１）の55歳を超える職員における給与水準の上昇を抑制するための昇給昇格制度の見直しにつきましては、広島県人事委員会において勧告自体を見送っていることから、海田町においては実施しないことといたします。次に、（２）の給与構造改革における経過措置額、いわゆる現給保障でございますが、この段階的な廃止を実施することといたします。経過措置額の段階的な廃止につきましては、昨年度の人事院勧告で段階的な廃止勧告が出されましたが、国が臨時特例法に基づく給与減額を行うということで国が実施しなかったこと、広島県人事委員会において勧告自体を見送ったことにより、昨年度は海田町においても実施しておりませんでした。その後、国は臨時特例法におきまして、平成26年4月に廃止することとなりました。また、広島県人事委員会におきまして実施の勧告が出たため、海田町においても実施することといたします。廃止の方法といたしましては、広島県の実施方法に合わせて実施をいたします。現給保障を段階的に廃止する期間を国の勧告により延長し、毎年の支給額の減額の幅がより緩やかになる形で実施をいたします。平成25年度は、現給保障分の4分の1を減額して支給、平成26年度は現給保障分の4分の2を減額して支給、平成27年度は現給保障分の4分の3を減額して支給、平成28年度におきまして廃止をいたします。最後に提案する条例名でございますが、今回町が提案しておりますのは、平成17年に制定いたしました職員の給与に関する条例の一部を改

正する条例の附則に規定してあります経過措置額の部分について改正をしておりますので、一部を改正する条例の一部を改正する条例という条例名になります。以上で説明を終わります。

○議長（久留島）以上で説明を終わります。

~~~~~○~~~~~

○議長（久留島）日程第5、第9号議案、海田町児童クラブハウス設置及び管理条例及び海田町児童クラブ運営条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。町長より提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（山岡）第9号議案、海田町児童クラブハウス設置及び管理条例及び海田町児童クラブ条例の一部を改正する条例の制定について。海田南小学校区内に新たに児童クラブを整備したことに伴い、海田町児童クラブハウス設置及び管理条例及び海田町児童クラブ条例の一部を改正するものでございます。内容につきましては担当者から説明させます。

○議長（久留島）こども課長。

○こども課長（森川）第9号議案、海田町児童クラブハウス設置及び管理条例及び海田町児童クラブ運営条例の一部を改正する条例の制定について説明をいたします。議案書の8ページ、資料につきましては資料13の海田町児童クラブハウス設置及び管理条例及び海田町児童クラブ運営条例新旧対照表をご準備ください。説明につきましては、資料13の新旧対照表で説明をさせていただきます。今回の改正は、新たに海田南小学校区内に児童クラブを整備したことに伴い、既存の海田南小学校区児童クラブ及び新設の児童クラブの名称を定め、新しい児童クラブハウスの使用料を定めるため、所要の改正を行うものでございます。改正する内容でございますが、まず、海田町児童クラブハウス設置及び管理条例の一部改正につきましては、第2条の表中の海田南児童クラブハウスを海田南第1児童クラブハウスに改め、新設した児童クラブハウスを海田南第2児童クラブハウスとするものでございます。また別表において、海田南第2児童クラブハウスを一般利用する場合の使用料を1時間につき500円とするものでございます。次に、資料2ページの海田町児童クラブ運営条例の一部改正につきましては、先ほどと同様、別表中、既存の海田南小学校区児童クラブについては、海田南小学校区第1児童クラブの実施場所を海田南第1児童クラブハウスと改め、新設の児童クラブについては海田南小学校区第2児童クラブとし、実施場所を海田南第2児童クラブハウスとするものでござい

ます。施行日は4月1日からとしておりますが、4月1日から入会する児童の受付や運営準備に係る事務は、公布の日から行うものでございます。以上で説明を終わらせていただきます。

○議長（久留島）以上で説明を終わります。

~~~~~○~~~~~

○議長（久留島）日程第6、第10号議案、平成25年度海田町一般会計予算から、日程第11、第10号議案、15議案、平成25年度海田町水道事業会計予算までは一括議題といたします。町長より提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（山岡）第10号議案から第15号議案まで、平成25年度海田町一般会計ほか5会計予算、第10号議案から第15号議案までを一括でご提案申し上げます。平成25年度海田町一般会計ほか5会計予算につきましては、施政方針で申し上げました施策を中心に編成しております。内容につきましては、担当者から説明させます。

○議長（久留島）財政課長。

○財政課長（鶴岡）それでは、第10号議案から第14号議案の平成25年度海田町一般会計及び特別会計の予算についてご説明いたします。まず、一般会計予算から資料21の予算の概要によりご説明いたします。2ページをお願いいたします。平成25年度予算編成の基本的な考え方でございますが、第4次海田町総合計画の基本構想に掲げる都市像、ひと輝く四季彩のまちかいたの実現に向け、財源を重点的に配分し、これまで取り組んできた子育てしやすい安全安心なまちづくりを引き続き継続・拡充してまいります。またあわせて、将来世代へ過度の負担を残さない持続可能な行財政運営のため、引き続き、身の丈に合った簡素で効率的な行財政運営に努めます。次に3ページ、財政規模でございます。平成25年度一般会計の当初予算額は93億750万円で、前年度に比べ3億2,360万円、3.6%の増額でございます。次に5ページから11ページにかけて、予算のポイントとし、主要な事業や新規拡充事業を掲載しております。後ほどご覧いただきたいと思っております。続きまして、12ページをお願いいたします。歳入の状況でございます。12ページに一覧表を掲載し、13ページ以降内訳を記載しております。13ページの自主財源と依存財源でございますが、平成25年度予算の自主財源は51.2%で、前年度に比べ5.2ポイントの減少でございます。主な減少の理由は、中店小学校線道路改良事業や海田市駅南口土地区画整理事業の事業費の増に伴う国県支出金、地方債の増額によるものでございます。次に14ページをお願いいたします。町税でございますが、予算額は39億1,493

万 8,000 円で前年度に比べ 1 億 3,893 万 7,000 円、3.4%の減でございます。主な減額の理由は、景気の低迷に伴う個人町民税及び法人町民税の減によるものでございます。15 ページに移りまして町債でございますが、予算額は 8 億 6,360 万円で前年度に比べ 1 億 4,230 万円、19.7%の増でございます。主な増額の理由は、土地区画整理事業債や臨時財政対策債の増によるものでございます。なお、平成 25 年度末の町債残高見込みを約 89 億円と見込み、平成 25 年度のプライマリーバランスは約 3 億円の黒字でございます。次に 17 ページ、地方交付税でございます。予算額は 11 億 2,711 万 6,000 円で前年度に比べ 166 万 6,000 円、0.1%の増でございます。普通交付税につきましては、平成 24 年度より 1 億円程度の増と見込み、特別交付税につきましては、平成 24 年度予算にごみ焼却施設の解体事業費が措置されていたこともあり、約 9,000 万円の減額を見込んでおります。また、交付税特別会計の財源不足を補てんするための臨時財政対策債振替額を平成 24 年度実績とほぼ同額の 6 億円と見込み、地方交付税を合わせた実質的な地方交付税につきましては、17 億 2,711 万 6,000 円と見込んでおります。18 ページに移りまして、繰入金でございますが、予算額は 3 億 1,664 万 5,000 円で前年度に比べ 5,530 万 6,000 円、14.9%の減でございます。基金の残高については下の一覧表のとおりでございます。19 ページ以降、その他の歳入について記載をしております。後ほどご覧いただきたいと思っております。続きまして、29 ページをお願いいたします。目的別の歳出予算でございます。29 ページに一覧表を掲載し、30 ページ以降内訳を記載しております。30 ページをお願いいたします。まず、議会費でございますが、予算額は 1 億 1,819 万 3,000 円で前年度に比べ 120 万 4,000 円、1%の減でございます。主な減額の理由は、平成 24 年度予算に含まれていた会議録作成支援システム導入事業費の減によるものでございます。次に、総務費でございますが、予算額は 10 億 902 万 3,000 円で前年度に比べ 1 億 2,027 万円、10.7%の減でございます。主な減額の理由は、平成 24 年度予算に含まれていた退職手当特別調整負担金の減や電算システム改修事業費の減によるものでございます。31 ページに移りまして、民生費でございますが、予算額は 33 億 2,401 万 3,000 円で前年度に比べ 1 億 70 万 8,000 円、2.9%の減でございます。主な減額の理由は、平成 24 年度予算に含まれていた畝保育所再整備事業費の減額によるものでございます。32 ページに移りまして、衛生費でございますが、予算額は 7 億 8,353 万 9,000 円で前年度に比べ 1 億 8,557 万 6,000 円、19.1%の減でございます。主な減額の理由は、平成 24 年度予算に含まれていたごみ焼却施設解体事業費の減額によるものでございます。続き

まして、34 ページをお願いいたします。土木費でございますが、予算額は 17 億 1,794 万 6,000 円で前年度に比べ 7 億 7,446 万 9,000 円、82.1%の増でございます。主な増額の理由は、海田市駅南口土地区画整理事業費、中店小学校線道路改良事業費の増額によるものでございます。35 ページに移りまして、教育費でございますが、予算額は 6 億 7,014 万 6,000 円で前年度に比べ 5,066 万 4,000 円、8.2%の増でございます。主な増額の理由は、海田小学校本館給水設備更新事業費の増額によるものでございます。36 ページに移りまして、公債費でございますが、予算額は 11 億 6,772 万 5,000 円で前年度に比べ 1 億 62 万 1,000 円、7.9%の減でございます。主な減額の理由は、昭和 62 年度に発行した海田西中学校整備事業債の償還終了によるものでございます。その他の費目につきましては、後ほどご覧をいただきたいと思っております。続きまして、37 ページをお願いいたします。性質別の歳出予算でございます。内容につきましては、38 ページから 46 ページにかけて記載をしておりますので、後ほどご覧をいただきたいと思っております。続きまして、公共下水道事業特別会計でございます。48 ページをお願いいたします。まず、財政規模でございますが、15 億 244 万 8,000 円で前年度と比べ 7,782 万 2,000 円、5.5%の増でございます。次に 49 ページに移りまして、歳入の概要でございます。使用料及び手数料でございますが、平成 24 年度の実績から 2.6%減の 4 億 8,607 万 7,000 円としております。次に町債でございますが、14.8%増の 4 億 5,460 万円としております。51 ページに町債残高の推移を記載しておりますが、平成 25 年度末で約 91 億円と見込んでおります。続きまして、52 ページをお願いいたします。歳出の概要でございます。事業費でございますが、対前年度比 8%増の 5 億 4,119 万 1,000 円としております。続きまして、国民健康保険特別会計でございます。58 ページをお願いいたします。財政規模でございますが、29 億 6,092 万 2,000 円で前年度と比べ 260 万 8,000 円、0.1%の減でございます。次に 60 ページに移りまして、歳入の概要でございます。国民健康保険税でございますが、退職被保険者の加入者の減により、0.6%減の 6 億 768 万円としております。次に繰入金でございますが、財源が不足すると見込まれるため、2,918 万 9,000 円の補てん分を含む 22.5%増の 1 億 7,220 万 8,000 円としております。次に 65 ページに移りまして、歳出の概要でございます。保険給付費でございますが、一般被保険者療養給付費の増加により 0.5%増の 21 億 109 万円としております。続きまして、介護保険特別会計でございます。70 ページをお願いいたします。財政規模でございますが、保険事業勘定と介護サービス事業勘定の合計は 17 億 1,507 万 7,000 円で、前年度と比べ 5,956

万 8,000 円、3.6%の増でございます。次に 71 ページに移りまして、歳入の概要でございます。保険事業勘定の保険料でございますが、平成 24 年度とほぼ同額の 3 億 9,747 万 2,000 円としております。次に 75 ページに移りまして、歳出の概要でございます。保険事業勘定の保険給付費でございますが、居宅介護サービス給付費の増加により、4.4%増の 16 億 4,268 万円としております。続きまして、後期高齢者医療特別会計でございます。80 ページをお願いいたします。財政規模でございますが、2 億 9,035 万円で前年度と比べ 2,345 万円、8.8%の増でございます。次に 81 ページに移りまして、歳入の概要でございます。後期高齢者医療保険料でございますが、被保険者数の増加により 5.7%増の 2 億 3,216 万 9,000 円としております。次に 84 ページに移りまして、歳出の概要でございます。後期高齢者医療広域連合納付金でございますが、保険料徴収額の増加により 5.8%増の 2 億 7,779 万 8,000 円としております。続きまして、議案の説明をさせていただきます。第 10 号議案をお願いいたします。平成 25 年度海田町一般会計予算でございますが、第 1 条で歳入歳出予算の総額を 93 億 750 万円と定めております。第 2 条は地方債でございます。5 ページにおいて 9 件の起債について、目的、限度額、起債の方法、率、償還の方法を定めております。第 3 条は一時借入金でございます。最高額を 7 億円と定めております。第 4 条は歳出予算の流用でございます。地方自治法の規定により、各項の金額を流用することができる場合を給料職員手当及び共済費の同一款内での流用と定めております。続きまして、第 11 号議案をお願いいたします。平成 25 年度海田町公共下水道事業特別会計予算でございますが、第 1 条で歳入歳出予算の総額を 15 億 244 万 8,000 円と定めております。第 2 条は地方債でございます。3 ページにおいて、3 件の起債について目的、限度額等を定めております。第 3 条は一時借入金でございます。最高額を 7 億円と定めております。続きまして、第 12 号議案をお願いいたします。平成 25 年度海田町国民健康保険特別会計予算でございますが、第 1 条で歳入歳出予算の総額を 29 億 6,092 万 2,000 円と定めております。第 2 条は、一時借入金でございます。最高額を 5,000 万円と定めております。第 3 条は、歳出予算の流用でございます。各項の金額を流用することができる場合を保険給付費の同一款内での流用と定めております。続きまして、第 13 号議案をお願いいたします。平成 25 年度海田町介護保険特別会計予算でございますが、第 1 条で保険事業勘定の歳入歳出予算の総額を 17 億 615 万 4,000 円、介護サービス事業勘定の歳入歳出予算の総額を 892 万 3,000 円と定めております。第 2 条は一時借入金でございます。最高額を 3,000 万円と定めておりま

す。第3条は、歳出予算の流用でございます。各項の金額を流用することができる場合を保険給付費の同一款内での流用と定めております。続きまして、第14号議案をお願いいたします。平成25年度海田町後期高齢者医療特別会計予算でございますが、第1条で歳入歳出予算の総額を2億9,035万円と定めております。第2条は、一時借入金でございます。最高額を3,000万円と定めております。以上で、平成25年度海田町一般会計及び特別会計の予算説明を終わります。

○議長（久留島）水道課長。

○水道課長（丹羽）続きまして、平成25年度海田町水道事業会計予算についてご説明いたします。資料22、水道事業会計予算の概要の1ページをお願いいたします。事業収益は4億1,108万9,000円で、24年度予算に比べて682万6,000円の減となっております。また、事業費用は3億9,770万円で24年度予算に比べまして799万4,000円の減となっております。以上の結果、25年度におきましては、1,338万9,000円の利益を見込んでおります。次に資本的収入は、1億6,095万円で24年度予算と比べて1億4,726万7,000円の増となっております。また、資本的支出は3億8,416万9,000円で24年度予算と比べて2億20万円の増となっております。25年度は、石原配水地の改修工事を2カ年にわたり実施いたします。また、水道管につきましては、引き続き、長寿命の耐震管で更新してまいります。なお、差引不足額2億2,321万9,000円につきましては、内部資金であります当年度分損益勘定留保資金等で補てんする予定でございます。続きまして、第15号議案をお願いいたします。第2条の業務の予定量といたしまして、給水戸数は1万2,199戸、年間総配水量は325万8,000立方メートル、1日平均配水量は8,926立方メートルを予定しております。次に第3条には、収益的収入及び支出、第4条には、資本的収入及び支出、第5条には、石原配水地の工事が2カ年にわたるため継続費を、またこの工事の財源に充てるため、第6条には、企業債を定めております。第7条には、一時借入金、第8条には、予定支出の各項の経費の金額の流用、第9条には、流用禁止項目、第10条には、棚卸資産の購入限度額を定めております。以上で、平成25年度水道事業会計予算の説明を終わります。

○議長（久留島）以上で全議案の説明を終わります。この際、議長よりお諮りいたします。第7号議案、特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定についてから、第15号議案、平成25年度海田町水道事業会計予算までの9議案については、議員全員で構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託

して審査することといたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(久留島) 異議なしと認めます。よって、第7号議案から第15号議案までの9議案については、議員全員で構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託することと決めます。この際、お諮りいたします。ただいま設置されました予算審査特別委員会の委員として、議長は議会運営上、中立、公正の立場から委員を辞任させていただきたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(久留島) 異議なしと認めます。よって、議長は委員を辞任することと決めます。この際、ただいま設置されました予算審査特別委員会の委員長、副委員長の互選のため、暫時休憩いたします。委員の皆さんは委員会室にて委員長、副委員長の互選を行い、議長に報告をお願いいたします。

~~~~~○~~~~~

午前 1時33分 休憩

午後 1時44分 再開

~~~~~○~~~~~

○議長(久留島) 休憩前に引き続き、本会議を再開いたします。ただいま予算審査特別委員会の委員長に崎本議員、副委員長に佐中議員と決しておりますので、ご報告いたします。

~~~~~○~~~~~

○議長(久留島) 日程第12、第50号議案、旧千葉家住宅設置及び管理条例の制定についてを議題といたします。この案件は、先の12月議会において、総務文教委員会に付託しておりますので、委員長より審査の経過及び結果について報告を求めます。総務文教委員会、西田委員長。

○8番(西田) それでは、総務文教委員会の審査報告をいたします。平成24年12月5日付けで付託されました案件を審査の結果、次のとおり決定いたしましたので、海田町議会会議規則第72条の規定により報告いたします。付託案件及び審査経過については、お手元にお配りした報告書のとおりでございます。なお、総括意見として、本条例案の第4条第1項に伝染病の病気にかかっていると認められる者に対する入館制限があり、これは人権への配慮の観点から慎重に対応すべきと考えられるため、執行部に対して、

他の施設の設管条例も含めて入館の制限についての取り扱いを今後検討していただきたい。旧千葉家の運営については適切な事務の執行を行い、管理運営を図ることを望むとする意見が出されたことを申し伝えておきます。それでは審査の結果でございますが、第 50 号議案については、委員より修正案が提出され、これを全会一致で可決すべきものと決定いたしました。また修正、可決した部分を除く原案については、全会一致で可決すべきものと決定いたしました。以上で総務文教委員会の審査報告を終わります。

○議長（久留島）以上で報告を終わります。これより質疑を行います。委員長の報告に対して質疑があれば許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（久留島）質疑なしと認めます。質疑を終結いたします。続いて討論を行います。本案に対する委員長報告は修正すべきものでございます。これより本案及びこれに対する修正案を一括で討論いたします。討論があれば許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（久留島）討論なしと認めます。討論を終結いたします。これより第 50 号議案について採決を行います。本案の委員長報告は修正でございます。まず、委員会の修正案について起立によって採決いたします。委員会の修正案に賛成の皆さんの起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（久留島）着席してください。起立多数と認めます。したがって、委員会の修正案は可決されました。次に、ただいま修正議決した部分を除く原案について、起立によって採決いたします。修正部分を除く部分を原案のとおり決することに賛成の皆さんの起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（久留島）着席してください。起立多数と認めます。したがって、修正部分を除く部分は原案のとおり可決されました。

~~~~~○~~~~~

○議長（久留島）日程第 13、庁舎建設特別委員会調査報告についてを議題といたします。庁舎建設特別委員会調査報告について、庁舎建設特別委員会委員長より申し出がございましたので、これを許します。庁舎建設特別委員会、前田委員長。

○14番（前田）それでは、庁舎建設特別委員会の報告をさせていただきます。本委員会は、平成 21 年 4 月 21 日の第 1 回委員会から平成 21 年 7 月 27 日の第 5 回までは平成 21

年8月10日の8月臨時議会で中間報告を行いました。その後、平成21年10月23日の第6回委員会から平成24年8月2日の第19回委員会まで合計19回の委員会を開催しました。調査の概要及び結果ですが、第1回委員会で庁舎建設特別委員会の今後の進め方についての話し合いを行い、第2回委員会では、執行部から地権者との協議状況及び今後のスケジュール案について説明を受けた後、質疑を行いました。この際、次回の委員会は執行部が候補地を一本化した段階で開催することとしました。それを踏まえ、平成21年6月26日に開催した第3回委員会では、当初予定されていた平成25年3月の移転を考慮し、速やかに一本化する必要があるという執行部の判断から、海田市駅南口東街区を候補地とする案が執行部から提示されました。この際、提出された資料は各自で持ち帰り、内容を検討し、第4回委員会で質疑を行いました。第5回委員会では、執行部から新庁舎建設候補地の選定方針について説明を受けた後、質疑を行いました。この際、執行部は庁舎建設に係る基本計画作成業務を9月に発注する予定としていたことから、今後のスケジュールに与える影響を勘案し、本議会として執行部が示した候補地案に対する可否を示すこととしました。その結果、庁舎建設用地を海田市駅南口東街区とする案は、賛成少数で否決の結果となりました。この結果は委員会としての結論ではないことを確認した上で議長に報告し、また8月臨時議会でこれまでの調査結果の中間報告を行いました。第7回委員会では、執行部から庁舎建設に係る事業費の内訳などに係る資料が提出され、これについて質疑を行いました。また、12月定例会で委員会としての候補地の意思表示及び中間報告を行うことについては、賛成少数で否決され、これを行わないことと決しました。第9回委員会では、執行部から庁舎建設に係る事業費比較表などが提出され、これについて質疑を行いました。第10回委員会では、執行部から新庁舎建設基本計画における計画の変更点についての説明を受けました。変更の内容は事業手法共同建設方式から単独建設方式に変更すること、また概算事業費がこれまでの19億1,000万円から約27億9,000万円と大幅に増額されるものでした。この際に提出された資料は、各自で持ち帰り内容を検討し、第11回委員会でこのことについての質疑を行いました。第12回の委員会では、平成25年3月の移転期限に向けて、執行部から仮庁舎の候補地及び移転計画などについての資料が提出され、これについて質疑を行いました。第13回の委員会では、12月の定例議会の決議を受けて、庁舎建設候補地についての本委員会の取り扱いを審査し、県海田庁舎を第4の候補地にすることとしました。第14回、第15回の委員会では、海田市駅南口及び県海田庁舎について、概算事

業費など各種の項目について審査しました。そして第 16 回委員会では、庁舎建設候補地をこれまでの 4 カ所から、海田市駅南口及び県海田庁舎の 2 カ所に絞ることとしました。第 17 回、第 18 回委員会は、今後の委員会の進め方として、庁舎建設に係る意見を取りまとめることを確認しました。そして第 19 回委員会では、各委員から提出された意見について議論し、その結果を本委員会の意見として集約しました。各委員の意見を聴取した結果は次のとおりです。海田市駅南口を候補地とする委員は、大江委員、兼山委員、桑原委員の 3 名です。県海田庁舎を候補地とする委員は下岡副委員長、住吉委員、宗像委員、岡田委員、西田委員、渡辺委員、多田委員、西山委員、崎本委員、佐中委員の 10 名で、各委員の意思は抜粋したものを報告書に掲載しております。なお、候補地に関するその他の意見として、広島県広島市の連続立体交差事業の見直しの動向を注視すべきであり、拙速に結論を出すべきではないなどの意見も出されました。以上で庁舎建設特別委員会の調査報告を終わります。

- 議長（久留島）以上で報告を終わります。これより質疑を行います。委員長報告に対して質疑があれば許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

- 議長（久留島）質疑なしと認めます。質疑を終結いたします。庁舎建設特別委員会の調査報告につきましては、これをもって終結いたします。

~~~~~○~~~~~

- 議長（久留島）日程第 14、議会改革特別委員会中間報告を議題といたします。議会改革特別委員会から付託中の発議第 12 号について、中間報告をしたいとの申し出がございます。お諮りいたします。本件は申し出のとおり、報告を受けることにしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

- 議長（久留島）異議なしと認めます。したがって、議会改革特別委員会の中間報告を受けることと決しました。議会改革特別委員会委員長の発言を許します。岡田委員長。
- 7 番（岡田）議会改革特別委員会の委員長の岡田でございます。それでは、議会改革特別委員会審査中間報告について報告をいたします。まず、本委員会への付託事件は、発議第 12 号、海田町議会議員定数条例の一部を改正をする条例の制定についてでございます。次に審査経過でございますが、平成 24 年 12 月 5 日付けで付託された事件について、次のとおり委員会を開催し、付託事件について慎重に審査をいたしました。まず平

成 24 年 12 月 26 日、本案件の取り扱いについて、委員全員から意見を聴取し、意見が多かった慎重審議について採択をし、賛成多数で引き続き慎重審議することといたしました。平成 25 年 1 月 16 日に前委員会に引き続き、全国及び広島県における定数等の状況、議員定数削減による影響額の資料を提示をし、審査・審議いたしました。意見の集約には至らず、引き続き審議することといたしました。平成 25 年 1 月 30 日に前委員会に続き、引き続き審査を行った結果、当確事件については十分な審議が行われておらず、提案理由である行財政改革を考えると、定数削減に加え、報酬の削減、日当制の導入などを含めた慎重な議論を加えるべきとの決定にいたしました。この決定により、議長に対し、閉会中の継続審査申出書を提出することといたしました。また、2 月定例会において中間報告をすることといたしました。次に、審査概要でございますが、主な意見といたしまして、まず本町の人口、面積規模、予算削減などを考慮すると、2 名削減することが妥当である。定数削減は行政改革にはならない。議会のチェック機能が低下するだけである。報酬の削減で対応すべきで、慎重審査すべきである。前回議員定数を削減したときは、提案者が自らが辞することで、提案の理由を理解を求めたが、今回もそうすべきである。この時期になぜ提案をするのか。この論議の前に議員全員の質を上げ、職責を全うすべきである。執行部の無駄遣いが多く、議会のチェックが必要である。費用の削減を図るならば、報酬削減など他の方法で対応可能である。町民からは定数削減を行い、報酬を上げたらどうかとの意見がある。この論議を新議員にゆだね、次の次の選挙から実施すべきである。報酬削減の検討をすべきである。新議員で慎重に審議すべきである。何が妥当であるかを考えるべきである。全国の定数削減の状況など、いろいろなデータを収集し、議論すべきである。反対でも賛成でもない。長い時間をかけて審議すべきである。町民から町は議員の声を聞くが、町民の声は聞いてくれないとの意見がある。また、議員が他の仕事をするとは何事か、プロになってくれとの意見もある。当確事件について、議会の態度を示すべきである。行財政改革とはどうあるべきか議論をすべきである。行政改革であれば、町長をはじめとする職員の給与カットも考えるべきである。議会が先陣を切っていくことは理解ができるが、そこまで踏み込むのであれば、議会だけではいけない。テーマが重いので、4 月から本格的に論議をすべきであるなどの意見がございました。次に採決でございますが、本件を慎重審議することに賛成の者の挙手を求めた結果、賛成 9、反対 4 で賛成多数で慎重審議すべきものと決しました。また、2 月定例会において中間報告することが決定をされました。次に、審査結果

でございますが、発議第 12 号、海田町議会議員定数条例の一部を改正する条例の制定については十分な審議がなされていないことから、慎重審議すべきであると決定いたしました。また、2月議会において中間報告することが決定をされました。以上で議会改革特別委員会審査中間報告を終わります。

○議長（久留島）以上で報告を終わります。これより質疑を行います。委員長の報告に対して質疑があれば許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（久留島）質疑なしと認めます。質疑を終結いたします。本件については、会議規則第 43 条の 2、第 2 項の規定により議会改革特別委員会からの中間報告を受けたものでございますので、議会改革特別委員会中間報告につきましては、これをもって終結いたします。

~~~~~○~~~~~

○議長（久留島）日程第 15、議会改革特別委員会の閉会中の継続審査の件を議題といたします。議会改革特別委員会委員長から、目下委員会において、審査中の事件について、会議規則第 70 条の規定により、お手元に配付しております申出者のおとり、閉会中の継続審査の申し出がございます。これより起立により採決いたします。お諮りいたします。委員長からの申し出のおとり、閉会中の継続審査とすることに賛成の皆さんの起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（久留島）着席してください。起立多数と認めます。したがって、委員長から申し出のおとり、閉会中の継続審査することと決めます。

~~~~~○~~~~~

○議長（久留島）日程第 16、議会改革特別委員会調査報告についてを議題といたします。議会改革特別委員会調査報告について、議会改革特別委員会委員長より申し出がございますので、これを許します。議会改革特別委員会、岡田委員長。

○7番（岡田）引き続き、議会改革特別委員会の委員長の岡田でございます。それでは、議会改革特別委員会調査報告について報告をいたします。まず、本委員会での調査項目は、議会改革に関する諸問題の調査研究でございます。次に、調査経過についてでございますが、本委員会では、平成 21 年 4 月 23 日の第 1 回委員会から平成 25 年 1 月 30 日の第 17 回委員会まで 17 回の委員会を開催をし、調査研究を重ねてまいりました。次に、

調査概要及び結果でございますが、詳細については報告書に記載のとおりでございます。最後に本委員会での主な改革事項でございますが、1番目に議会基本条例の制定、2番目に議会広報紙での議案に対する賛否の公開、3番目にホームページでの会議録公開、4番目に役場ロビーでの議会中継の実施などがございました。本委員会では、議会改革及び活性化等について調査研究を実施し、一定の効果を上げてまいりましたが、議会としてさらなる活性化、議会の充実を推し進める必要があると考えております。また、12月26日から本委員会において議員定数の削減について審議してまいりましたが、賛否両論の意見がございました。今後は定数削減に加え、報酬の削減、日当制なども含めた審議が必要であることを確認したところでございます。以上で議会改革特別委員会の報告を終わります。

○議長（久留島）以上で報告を終わります。これより質疑を行います。委員長の報告に対して質疑があれば許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（久留島）質疑なしと認めます。質疑を終結いたします。議会改革特別委員会委員会調査報告につきましてはこれをもって終結いたします。この際、お諮りいたします。平成25年度予算審査特別委員会の審査のため、2月8日から2月18日までの11日間休会といたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（久留島）異議なしと認めます。よって、2月8日から2月18日までの11日間休会とすることと決めます。本日はこれにて散会といたします。大変ご苦労様でございました。

午後 2時08分 休会